

平成15年第6回定例会

斑鳩町議会会議録

平成15年12月8日

午前9時00分 開議

於 斑鳩町議会議場

---

1, 出席議員 (16名)

1番	嶋田善行	2番	松田正
3番	飯高昭二	4番	西谷剛周
5番	森河昌之	6番	浅井正八
7番	小野隆雄	8番	坂口徹
9番	浦野圭司	10番	吉川勝義
11番	三木誓士	12番	木田守彦
13番	木澤正男	14番	里川宜志子
15番	中西和夫	16番	中川靖広

---

1, 欠席議員 (0名)

---

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	浦口隆	係長	猪川恭弘
--------	-----	----	------

---

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	助役	芳村是
収入役	中野秀樹	教育長	栗本裕美
総務部長	植村哲男	総務課長	西本喜一
総務課参事	吉田昌敬	企画財政課長	藤原伸宏
企画財政課参事	野口英治	税務課長	植嶋滋継
住民生活部長	中井克巳	福祉課長	野崎一也
健康推進課長	西田哲也	環境対策課長	清水孝悦

住 民 課 長	西 谷 桂 子	都 市 建 設 部 長	北 村 光 朗
建 設 課 長	堤 和 雄	建 設 課 参 事	今 西 弘 至
観 光 産 業 課 長	田 口 好 夫	都 市 整 備 課 長	藤 本 宗 司
教 委 総 務 課 長	清 水 建 也	生 涯 学 習 課 長	阪 野 輝 男
上 下 水 道 部 長	池 田 善 紀	上 水 道 課 長	水 田 美 文
下 水 道 課 長	谷 口 裕 司		

---

## 1, 議事日程

### 日程 1. 一般質問

#### 〔1〕 8番 坂口議員

##### 1、児童生徒の校内や通学路における安全について

- ① P T Aで作成したヒヤリマップの活用について
- ② 不審者の校内侵入時の対応について
- ③ 多発している登下校時の連れ去り事件や不審者に対する対応について

#### 〔2〕 7番 小野議員

##### 1、合併問題への対応と認識について

- ① 11月13日、地方制度調査会がまとめた「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」の骨子と認識を問う。
- ② この答申は、現在進められている「自主的な合併」に、どのような作用があるかを問う。
- ③ この答申にある「地域自治組織」の制度化と「地域協議会」への認識を問う。
- ④ 町民に対する情報提供を進めるための広報「いかるが」の活用方法と合併協議会ホームページの対応を問う。
- ⑤ 法定協議会の進捗と調和した住民投票条例の制定を問う。
- ⑥ 合併協議会での協議事項のひとつである「財産・公の施設の取扱い」の観点から、地域集会所のあり方を問う。

##### 2、道路整備について

- ① 道路整備5ヶ年計画が必ずしも順調に進捗していかなかったことへの認識と分析を問う。

②新道路整備5ケ年計画策定に向けて、今の実績をどのように改善していくのか問う。

3、可燃ごみ収集ステーション化について

①収集の効率化・迅速化が、どのように図られたのか問う。

②ステーション化された自治会の住民の反応を問う。

③まだステーション化されていない自治会の検討内容とその対策を問う。

〔3〕9番 浦野議員

1、まちづくりの将来像は、住民全体で作成したらどうか。

・市町村合併が推進され、地方自治の将来のあり方を問われている中、2010年までのまちづくり基本方針は「第3次斑鳩町総合計画」で示されているが、50年、100年先の将来のまちづくり計画は、行政があらかじめ作成して、素案を討議していく旧来のやり方を改め、作成プロセスの最初から住民がこれに関わり、又、この計画管理運営面でも積極的な参加をし、延いては、住民が満足する地方自治体が完成していくものと思います。

2、地産地消の実現。

・わがまちの農産物、特に米（ヒノヒカリ）、野菜、果物、畜産物をわが町の消費者により利用できる様に努力はされているのか？

米（ヒノヒカリ）の食味は他と比較しても自慢出来るものであり、又、新鮮野菜もしかりである。これを地産地消率を上げることにより、農業の活性化、消費者の消費安定化につながる。学校給食のこの取組みはどうか？又、これ以外、特別な取組みはしているのか？

3、少人数学級の早期実現化。

・文部科学省は、公立小・中学校の一学級の人数を今までの国の基準であった40人より少なくする「少人数学級」を、各自治体の判断で実施し易くする為、少人数学級も国庫負担対象とする方向で運用を見直す方針を決めたが、当町の取組みはどうか？

見直しでは、40人学級に必要な教諭分とは別に、習熟度別のグループ指導などの為に、増員してきた教諭に手当してきた国の補助を、

転用出来る様に制度を緩和し、これにより少人数学級で教諭数増加分を全額負担して来た今までの自治体負担が軽減されるということで、一気に少人数学級実現が、増加していく予想ができる。

これとは別に、先般、京都の教育委員会が公立学校における教諭自身の希望転職制の導入をされたと聞く。これは、教諭の得意分野を現在の勤務地より活かしていける勤務先を希望し、マッチすれば延いては教育環境の改善になるというものだが、わが町は、この取組みはしないのか？

〔4〕 1 番 嶋田議員

1、町営住宅について

・目的と抽選方法等。

2、学校通学路について

・通学路安全点検により、指摘された危険箇所のその後の結果等。

〔5〕 1 3 番 木澤議員

1、ジェネリック医薬品（後発医薬品）について

・町内の医療機関でジェネリック製品に取り組んでいるところはあるか？あるとすれば使用率は何%ぐらいか？また、今後の町としての取り組みについて見解をお聞きします。

2、乳幼児医療費について

①無料化拡大（対象年齢の引き上げ）の必要性と今後の取り組みについて見解をお聞きします。

②乳幼児医療費町負担の一部が償還払いになっているが、今後現物給付への切りかえについてどのようにお考えか？

3、地域経済の活性化について

①観光産業の振興について

②農業の振興について

③住民の声を取り入れた取り組みについて

4、町内美化について

・「家電リサイクル法」に加え、新たに「PCリサイクル法」が施行されているが、新たに生じた問題はあるか？又、不法投棄や河川の汚染

度など、分析・評価を含め、現状認識と今後の見解をお聞きします。

〔6〕 14番 里川議員

1、療育教室の今後について

- ・現在、事業は社協に委託をされているが、今後、どのようになっているのか考え方を示してください。

2、町立幼稚園について

- ①転入者への対応について
- ②学級編制について
- ③障害児の受け入れについて

3、私立幼稚園就園奨励費について

- ・途中入園者に対する扱いについて

4、小・中学校の弾力的な学級編制について

- ・特に、小1と中3については、40人学級での厳しい状況がいろいろと見られるが、他の自治体でも学年を限定して実施していることもあり、当町でも考えることができないか。(来年度の各小学校1年生と各中学校3年生の人数はどのようになっていますか)

〔7〕 12番 木田議員

1、河川改修の進捗と堤防の維持管理の方法及び架橋の工法。

- ①現在進行中のJR鉄橋の工事期間及び工事内容について
- ②次に、河川改修のときの安富橋は改築することになるのか、それと連続している西安堵井堰を初めとする井堰改築について。
- ③三代川の堤防の法面のシートの張られた処に植えられた花・木とシートの効果について。
- ④架橋される橋の構造のバラバラと橋脚の有無について規格はどうなっているのか。
- ⑤御幸橋で行われている工事は何のための工事なのか。
- ⑥竜田川の河川改修が平群町の椿井橋でストップしている理由について

2、11月19日発生した焼却場の火災について

- ①何が原因で発生し、町としてその後に取りられた対応と対策について
- ②フラッシュバックやガス爆発も考えられ、職員の安全確保についての

対策について

③自衛消防活動として存在する斑鳩町消防団がなぜ出動してこなかったのか。

④ごみの質と量が異常な状態でこれから年末にかけて大量に持ち込まれると思われるが、その対策は出来ているのか。

3、今年奈良県内各所で発見されたセアカゴケグモに対する町の調査と対策を問う。

①被害としては報告されていないが、かなりのスピードで奈良県内に侵入し、蔓延する心配に対し、町民の対策を聞かせて頂きたい。

②大阪市の公立小学校の付近の掲示板には色々な害虫対策と報告の要請が出されているが、必要だと思われないか。

4、私の自宅前の交差点の安全確保について

・三差路で交通量も多く、老人憩いの家も有って、今までにも何度も事故が発生している。その対策として標識及び表示をすればどうか。

〔8〕4番 西谷議員

1、リフトバス運行について

・リフトバス運行の目的、使用状況、成果、経費について問う。又、これに関する情報公開の在り方について

2、集会所問題について

・11月19日の総務委員会での答弁について、あらためて問う。

3、町村合併について

・住民に合併の是非を判断してもらう情報提供について斑鳩町が合併をしない場合、どのような財政規模になり、経費や人件費等、具体的にどのように削減すれば可能なのかということ住民に呈示すべきだと思うが、町の考え方を問う。

〔9〕3番 飯邊議員

1、介護保険制度の強化と充実について

①現在に於ける介護の実態について

②介護予防のサービスの状況と成果について

③今後の介護保険制度のあり方、又、見直すべき点について

2、学校図書館の環境整備と充実について

- ①学校図書室の現状について
- ②図書室の整理、情報等の環境整備について
- ③図書室の今後の取り組みについて

3、LD児、ADHD児（注意欠陥多動性障害）の支援と充実について

- ①教育委員会としてどのような支援、又は、対応をされているか。
- ②ADHDに関する適切な情報や啓発について

〔10〕 6番 浅井議員

1、河川改修について

- ①富雄川河川改修について、今まで昔から農業用水として地元水利権者、阿波地区、高安地区の井堰が深く下がると聞くが、改修後の井堰管理はどの様になるのか問う。
- ②三代川改修の進捗状況を問う。

2、学校給食（献立）材料について

- ①米は、等級は。
- ②野菜の産地
- ③果物産地
- ④冷凍食品
- ①から④の各産地名

〔11〕 11番 三木議員

1、市町村合併について

- ①斑鳩町の合併メリットの啓蒙は。
- ②西和7町合併で1町でも抜けた場合等、対応策は（奈良県で合併案がくずれているケースがある。山添・御杖・曾爾・明日香村・橿原市）

2、県立都市計画公園の整備について

- ①竜田川河川敷、峨瀬・神南の公有地への不法駐車。
- ②堂山橋・三室山（吾妻屋）の不法占拠。
- ③三室山への単車の乗り入れ。

3、斑鳩町都市公園及び子どもの広場について

- ①設置建設の基準は。

②町管理の公園と自治会管理公園の実態は。

③補助金・交付制度の実態は。

---

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---



(午前9時00分 開議)

○議長（森河昌之君） おはようございます。

ただいまの出席議員は16名で、会議は成立いたします。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は一般質問であります。あらかじめ定めた順序に従い質問をお受けいたします。

初めに、8番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君）おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして私の一般質問を始めさせていただきます。

まず、児童生徒の校内や通学路における安全について、まずその1番目といたしまして、ヒヤリマップについてでございます。このヒヤリマップというのは、もう3～4年前になりますけれども、私が西小学校のPTAの会長をやらせていただいていた時に、郡Pの方から依頼がありまして、各町内の小学校区の通学路における危険箇所を写真入りで作成したものです。この時、西小の校区だけでもかなりの数が指摘されました。また、このヒヤリマップというのは、PTAの各会員に配布して、その危険な箇所を認識してもらったようであります。

また、この11月11日の奈良新聞におきまして、王寺郵便局において、配達員の方のひやりとした場所を地図にするという記事が載っておりました。ここで局長は、事故は局員側だけが気をつけるより、広く認識してもらった方が効果は高いとっておられます。この話を竜田の郵便局の方でもさしていただきましたけれども、局長さんの話によりますと、竜田の郵便局では、まだそういう作成はしておりませんということでした。しかし、先日連絡いただきまして、早速そのヒヤリマップの作成に取り組みたいということを連絡いただきました。

このようなことから、今後、町といたしましても、他の機関と連携したヒヤリマップについての取り組みについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） PTAの方で作成していただきましたヒヤリマップの活用についてということでございます。

PTAの役員の皆さん方の呼びかけによりまして、自分の子どもは自分で守ろうと、こういうことから、保護者の皆さんが一致協力していただきまして、子ども達が普段通学す

る道路をはじめといたしまして、放課後地域で活動するところなどで危険と感じられる場所を、ヒヤリマップにまとめていただいたものであるというふうに思っています。学校でもこれを基にいたしまして、子どもたちに適切な指導が出来るものというふうに思っているところがございます。また、この活用に当たりましては、保護者の皆さん方にもご協力を仰ぎながら、子どもたちの安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

より広く活用を図ることにつきましては、質問者からただいまご説明いただきましたように、管内の郵便局でもこうしたマップ作成をしていただく予定であるとのことですが、そのこととともに、郵便配達中において子ども達への目配りをしていただくことなども含みまして、ご協力を得られことも考えられるというふうに思っています。

その他にも、防犯関係機関などのご協力も不可欠というふうに思っているところがございます。これら関係機関とも協議をしていく必要があると考えているところがございますが、このことも含めまして今後の課題としていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、PTAの方々の日頃の活動には心から感謝いたしているところがございます。質問者自身も、その作成に関わられたPTAのヒヤリマップが、何よりもまず各学校において、より有効に活用されることを期待しているところがございます。

また、毎年8月に実施させていただいております通学路の点検につきましても、同様にこうした場所の点検、あるいは改善等にも取り組んでいるところがございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（森河昌之君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） ありがとうございます。王寺の郵便局の局長さんも、広く認識してもらった方が効果は高いと言っておられますので、それと、郵便局だけでなく、町内にはタクシー会社、運送会社等毎日車を使っておられるような事業所も結構あると思ひます。そういったところと連携していただいて、積極的な啓発活動をお願ひしておきたいと思ひます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。次、不審者が校内に侵入してきた時の対応についてであります。

今のところ各学校では、防犯カメラ、また非常ベル等を設置していただいて、またマニュアルを作っただいて色々と対応していただいているとは思ひます。しかし、天理市の山辺小学校や桜井市の桜井小学校では、不審者の侵入を想定した避難訓練を実施したということを11月8日、それと11月の24日の日の奈良新聞に掲載されておりました。

この記事によりますと、奈良県警が、子ども達を守るために進める少年少女ガード&サポート作戦の一環として実施したということであります。訓練の内容は、包丁を持った不審者が校内に侵入したとの想定で実施され、教職員はモップや消火器などで不審者に対応するとともに、すぐさま警察に通報、児童を安全な場所に誘導する一方、急行した警察官とともに犯人を取り押さえた。参加者の方は、本番さながらの訓練に対してきびきびと行動、緊急事態にも慌てず対応することを実習していたとあります。

今までから、火災や地震に対する避難訓練というのは、各学校で行っておると思いますが、不審者が侵入してきた場合の訓練というのは、まだ町では行われていないように思います。その辺についての今後の取り組みについて、お聞かせいただければと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 不審者の校内侵入時の対応についてということでございます。

この件につきましては、大阪教育大学の附属池田小学校で、あの痛ましい事故がございました後、教育委員会でも作成いたしました斑鳩町立学校、幼稚園も含んでいるわけですが、における幼児児童生徒の安全確保マニュアル、これは平成13年6月に作成したものでございますが、これに基づきまして、各学校、園におきまして、危機管理対応マニュアルを作成し、対応しているところでございます。

例を挙げて申し上げますと、外部から学校敷地内へ入る不審者の対応につきましては、幼稚園、小学校におきましては、侵入者が確認しにくい出入口に防犯カメラを設置いたしております。そして、常時監視出来る態勢をとっているところでございます。また一方、敷地内に侵入した後教室棟へ入り込んだ場合は、各教室に設置いたしております非常ベルで非常事態を他の教室に知らせるといった態勢をとっているところでございます。そして、そのベルによって校内全体で対応出来るようにということでマニュアルは作成されているところでございます。

そして、機械器具装置を設置した上での対応としては以上のようなものでございますが、いずれにいたしましても不審者に対する対応でより重要で有効な方法といたしましては、外来者が来られた際、教職員による常日頃からの声かけにあると考えております。このことは、大阪教育大学附属池田小学校の教訓にも挙げられているところでございます。

また、訓練につきましては、教職員に対しまして、平成13年度開催の町教育委員会が主催いたします教職員を対象といたしました教育講演会で、奈良県警のご協力を得まして

、護身術の講習をしていただいたところでございます。質問者がおっしゃっていただいております不審者の侵入を想定した避難誘導訓練につきましても、今後学校、あるいは関係機関とも十分協議しながら対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） どうもありがとうございます。実際に地震や火災があった場合、毎年のように訓練していただいている場合とやっていない場合では、その対応にかなりの差が出るものと思われま。万が一不審者が侵入した場合でも、それは同じことだと思えます。あつてはならないことなんですけれども、万が一このような事態があった場合、この訓練が生きてくるのではないかと思われまので、ぜひとも実施していただけますようお願いしておきたいと思いま。

それでは、次の質問に入りたいと思いま。次は、多発してあります登校時の連れ去り事件や不審者の対応についてでございます。

全国的に、不審者による子ども連れ去り事件が相次いであります中、これからの季節、日が暮れるのが大変早くなり、暗い中を帰宅する生徒の父兄からも心配だという声をよく聞いてあります。また、この件に関しましては、先日の斑鳩中学校でのPTAの常任委員会の中でも話題になって、委員の皆さんから心配の声が出ておりました。集団下校や早めに帰宅するようというふうな指導をしていただいておりますし、またクラブ活動などで遅くなる生徒に対しては、先生方の方でも父兄の連絡など色々配慮していただいていると思いま。

また、学校の方でも、関係機関より配布していただいた防犯ブザーを何台か用意していただきまして、貸し出し等をしていただいているということもありますけれども、兵庫県の猪名川町では、すべての小中学校の児童生徒にこの防犯ブザーを配布しているようであります。また、こういう防犯ブザーの配布ということは、全国的に広がってきておりました、町内の小学校の全児童と中学校の女子生徒全員に防犯ブザーを配布しているという和歌山県の粉河町の教育委員会の方では、子どもたちがブザーを持っていること自体が認識されれば、被害も少なくなるはずというその携帯効果を語られてあります。斑鳩町といたしましても、早急に全児童生徒への防犯ブザーの配布をしていただければと思いまが、いかがなものでしょうか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 登下校時の連れ去り事件、あるいは不審者に対する対応についてということでございますが、小学校の場合は、登校につきましては集団登校をしております。また、各集合場所までは単独行動となりますために、保護者の付き添いや、あるいは低学年児童宅まで、高学年児童が複数で出迎えに行くなど、各地域の実情に合わせまして対応をしていただいているところでございます。また、下校時につきましては、水曜日は集団で下校することになっております。そして、他の曜日につきましては、可能な限り複数で下校するようという指導をしているところでございます。

全児童生徒への防犯ブザーの配布をということでございますが、全児童への配布となりますと、使用有効期限、これは機械の有効期限でございますが、あるいは維持管理の問題等もございますから、今後の検討としてまいりたいというふうに考えております。

ただし、平成13年度から、西和警察署及び西和地区青少年補導機関連絡会から各学校へ、防犯ブザーやホイッスルの寄贈をいただいております。防犯ブザーは、13、14年度で各小学校にそれぞれ30個、あるいは各中学校には25個、それからホイッスルにつきましては、平成15年度に中学校第1学年全員に配布をしていただいているところでございます。防犯ブザーにつきましては、現在各学校でクラブ活動等で少人数の下校になる生徒に持たせるなど、各学校の事情に応じて活用をしているところでございます。

いずれにいたしましても、登下校における児童生徒の安全確保につきましては、行政、学校だけの対応では自ずと限界がございますので、保護者の方々は当然のこと、地域の方々も含めまして町全体で子ども達を守っていくという姿勢と、子ども自身の自分の身は自分で守るという意識が重要であるというふうに考えております。そのことが防犯に対抗する最も有効な手段ではないかというふうに考えているところでございます。

当町におきましても、質問者もよくご承知のように、斑鳩町生活安全推進協議会によりまして、毎年、身近な犯罪から家庭を守る町民集会を開催するなど、地域の防犯意識の向上に努めているところでございます。

また、地域の方々の協力を得ながら、子ども達が身の危険を感じたらすぐに飛び込んで救援を求めることが出来ます「こども110番の家（パゴちゃんの家）」の設定に努めているところでございます。

こうした活動から、子ども達を含めまして、いわゆる生活弱者を地域全体で守っていく風土が今以上に醸成されるものではないかというふうに期待をしているところでございます。そうした地域全体、斑鳩町全体でやはり大事な子ども達を守っていくと、こういう意

識を高めていくということも大事であろうというふうに考えておりますので、特にPTAの活動の中でもそうした取り組みをひとつご検討いただくことをお願い申し上げますとともに、今「こども110番の家」の旗をつけることについて、PTAからも要望をいただいておりますので、また新たにそうしたご協力いただける方々に対してお願いを申し上げたいというふうに考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 8番、坂口議員。

○8番（坂口 徹君） どうもありがとうございます。ただいまご答弁いただきました中に、子ども達の安全確保は、保護者はもちろん地域の方々とも連携して取り組んでいかなければいけないと私もそう思っております。また、子ども達自身も、自分の身は自分で守るという意識を持たせることも、これは大変重要なことだと思っております。子ども達が防犯ブザーを持つということも、その意識を持たせるための一つの方法ではないかと思っております。これは、決して完全な方法ではないとは思いますが、その一つの方法だということもあるとは思っています。町といたしましても、最大限の努力をいただきまして、全児童生徒への防犯ブザーの配布を、ぜひともこれはお願いしたいと思っております。使用期限等や維持管理等に問題があるというふうなことを言われておりますけれども、全員に配布している自治体も数多くあります。斑鳩町としましても、出来るだけ早いうちにその仲間入り出来るようにお願いしたいなと思っております。こういうことで、子どもの安全が多少でも守られればと思っておりますので、ひとつよろしくお願いいたしまして、私の一般質問これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、8番、坂口議員の一般質問は終わりました。

続いて、7番、小野議員の一般質問をお受けいたします。7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それでは、議長の許可を得ましたので、通告の順に従いまして質問していきます。

まず1番目として、合併問題への対応と認識について、これは前回と全く同じ題ですが、この合併問題は、極めて早く状況の変化や情報をキャッチし、住民のためにそれに対応する認識が必要ですので、その時その時の状況に応じて質問していきます。

まず、11月13日、地方制度調査会がまとめた「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」の骨子と認識を問うとの質問ですが、この最終答申は、平成17年3月に期限が切れる市町村合併特例法に引き継ぐ新法に反映されるものです。その骨子と認識をお示ください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」の骨子といたしましては、まず地方分権時代に対応出来る基礎自治体のあり方について述べられた上で、住民自治の充実が必要であるとされております。その中で、現在の市町村を巡る厳しい状況を考えると、市町村の規模、能力の拡充を図る市町村合併を推進すべきとあります。

その手法といたしましては、合併特例法の失効後、つまり平成17年3月31日後、合併特例債等の財政支援措置のない新しい法律を制定し、一定期間さらに自主的な合併を促すこと、また現行の合併特例法による各種特例措置を一定期間引き続き適用する経過措置をとることなどの方針が打ち出されております。

その他にも、都道府県は、合併を促進するために合併協議会の設置及び合併に関する勧告が出来、その対象に「概ね人口1万人未満の小規模市町村」と具体的な数値が明記されており、合併後の一定期間、地域を運営する仕組みとして、地域自治組織が提唱されるなど、地方自治制度の新たな指針が示されているところでございます。

本町におきましても、地方分権施策の一環として、地域の実情や住民ニーズに応じた多様かつ高度な行政の推進を図っているところでございますが、この答申がどのように法案作成に活かされるのか、そこらを踏まえましてさらなる地方自治の充実に向けてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 財政支援措置は盛り込まない、このことは、以前の当町での合併議論の中で、法期限後も継続されるとの意見もありましたが、国の財政状況から判断して、盛り込めないのだと私は思っております。また、これをアメだとの見方もありましたが、奈良県の滝川総務部長が、6月14日の市町村合併全国リレーシンポジウムで、特例法の財政優遇策は、アメではなく薬だと思う。このままだと重病に陥りかねない地域が、それを使って体質改善をし、合併を通じて将来的に健康な体を取り戻すという格好で使ってもらいたいと思う、このように述べられたことを再確認しております。合併が避けて通れないなら、この薬のある期限内の合併が私たちの責務であると確信しております。

また、県が合併の構想を策定し、合併協議会の設置及び合併に関する勧告が出来ることも盛り込まれております。このことは、県と市町村は対等なのに、その趣旨に反するとの意見もありますが、いずれにしても、市町村にとって現行の合併特例法による自主的な合併の一部に強制力が加わってくると感じられます。

そこで、この答申は、現在進められている自主的な合併にどのような作用が働くのか、お示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 先にも答弁しておりましたが、「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」には、現行の合併特例法の失効後、各種特例措置の適用に一定期間の経過措置をとること、また新法には、合併特例債等のような財政支援措置はとらないことが明記されております。

さらに、住民が一定地域を単位に自らまちづくりなどに参加出来る地方自治組織の創設が提唱され、合併時には一定期間、旧市町村の単位に法人格を有するものも設置出来ることとされております。

この答申のとおり法改正が行われますと、合併によるさまざまなメリットを活かしながら、行政規模が大きくなったことによって住民の意見を反映されにくくなるのではという不安感を軽減することが出来、全国的な自主的な合併をさらに促す要因の一つになるものと考えられます。

しかし、その一方で、新たな合併特例法では、都道府県が市町村に対して、合併を促進するためには合併協議会の設置及び合併に関する勧告等をも行うべきとされております。その具体的な対象は、指定都市、中核都市等を目指す合併または小規模な市町村に係る合併となっており、小規模の定義として、先ほど申し上げました概ね人口1万人未満の小規模な市町村と具体的な数値が明記されております。これにつきましては、新聞記事等を見てみますと、知事や町村長から、自主的な合併と言えるかどうか疑問の声が上がっているところがございます。

いずれにいたしましても、当町を含む7町合併協議会においては、今後の法改正も視野に入れて、7町の地域の実情を踏まえた合併の議論が進められるものと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今の答弁のとおり、7町の住民発議による各町的意思決定機関、議会が必要と議決し設置された7町合併協議会では、7町の地域の実情を踏まえた合併の議論を進めていけばいいわけであって、ここで、合併特例法第5条の4第1項には、地域対策として、必要に応じ積極的に活用出来る地域審議会の制度が定めてありますが、今回新たな地域運営のシステムとして提案されている「地域自治組織」の制度化と「地域協議会」への認識をお示してください。



○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 「地域自治組織」は、市町村内の一定区域を単位とし、必要と考える市町村が任意に設置出来る一般制度と、合併市町村に限り、合併後の一定期間旧市町村単位に設けることが出来る法人格を有する特別地方公共団体の2種類がございます。

この地域自治組織には、住民に身近なところで住民に身近な基礎自治体の事務を処理する機能、住民の意向を反映させる機能、さらに行政と住民等が協働して担う地域づくりの場としての機能を有する他、法人格を有するものにあつては、予算等の決定権も有しております。

このことから、市町村合併により行政規模が大きくなることによって、住民の意見が反映されにくくなるのではという不安感を軽減することが出来るのではないかと考えております。

また、地域自治組織に設置されます「地域協議会」は、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となるものでございます。

このことから、地域住民が自分が住む地域のあり方について積極的に意見を述べる事が出来るため、住民の意向が反映されやすくなるなど、行政と住民等の協働によるまちづくりを進める効果が期待出来るものではないかと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 地域審議会と同じく、合併により中心部だけがよくなって周辺部は寂れないかという不安を軽減するねらいと、地方自治体は、これまでお上の意向の伝達機関としての色合いが強かったが、初めて住民自治を重視する立場からの提案であり、今の答弁にもありましたが、行政と住民などとの協働によるまちづくりを進める効果も期待出来ると思います。

そこで、もう少し具体的に、その地域協議会の長とその構成員、これの選任方法、それから権限、それと待遇、及び今の一般制度と法人格を有する制度の主な相違点をお示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 長の選任でございますが、これにつきましては、基礎自治体の長が選任するという事になっております。

それと、役割でございますが、役割につきましては、地方協議会につきましては、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となるということで、先ほど申し上げたとおりでございます。

また、地域協議会につきましては、地域自治組織の係る基礎自治体の事務に関し、基礎自治体及び長、その他の機関及び地域自治組織の長の諮問に応じて審議し、または必要と認める事項につき、それらの機関に意見を述べる事が出来るというようないわゆる役割といたしますか、権限があるわけでございます。

それと、構成員につきましても、基礎団体の長が選任するという事になっております。

いずれにいたしましても、それらについては無報酬ということでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は、無報酬ということなんかはみんなうたわれておりますが、一番肝心なのは、同じ地域協議会であっても、法人格を持つ、持たないということに関しましては、地方交付税の交付対象団体としないとか、そういう具合にもなっておりますので、法人格を持っていると持っていないとによっては、その組織の運営に格段の差が出てくると、そのように私は認識しております。

それでは、次に、町民に対する情報提供を進めるための広報「いかるが」の活用方法と、合併協議会ホームページの対応を問うとの質問ですが、先の9月議会で、住民の意向を尊重した住民主体の市町村合併には、住民議論の盛り上がりが必要不可欠との私の一般質問に町長は、さらに町民に対する情報提供を進めるために、広報「いかるが」でも積極的な情報提供を行ってまいりたいと答弁されております。そして、私は、合併協議会ホームページの中にある、合併Q&A、ご意見コーナー及びご質問コーナーなどを広報「いかるが」にも掲載されてはと提案しておりました。

そこで、9月以降広報「いかるが」により合併問題に対するどのような情報提供をされたのか。また、合併協議会ホームページの貴重なこの情報を、行政としてはどのように町民に提供するのか、お示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 合併問題につきましては、情報の公開と住民参加が不可欠でございます。住民の視点に立った情報の提供が第一であると考えております。

このことから、現在、合併につきましては、合併協議会において合併協議会だよりの発行、合併協議会ホームページ等により情報の提供がされております。また、本町といたしましては、広報「いかるが」におきまして合併シリーズを掲載するなど、情報提供を行ってまいりました。

9月のご質問者の一般質問から今日まで、合併協議会の協議の中では継続審議等が中心で、特段に広報「いかるが」におきまして住民皆様にお知らせする内容はございませんでした。今後におきましては、さらに住民の皆様にわかりやすい情報を提供することが出来るよう、必要に応じて情報提供の方法、時期などについて十分検討をしながら実施してまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 私は、前回から、合併協議会ホームページに貴重なご意見、それから情報が載っている。確かに、ホームページにアクセスすればわかることなんですが、まだなかなか一般の方にもそこまで手の回らないということもありますし、ぜひともその中からチョイスしていただいて載せていただきたいと思う。といいますのは、そうして色々情報が氾濫するということに対してはいささか疑問もありますが、特に根拠のないガセネタの氾濫には腹立たしさも感じておりますが、正式な情報、合併協議会の中にある情報なんですので、それらを数多くどんどん提供することにより、色々な議論も深まってきますし、無責任なガセネタにも対処出来るものと、このように思っております。

また、住民発議により設置された合併協議会にあつては、住民に対して色々な方法で合併に関する正確な判断材料を提供することが、特に肝要です。そして、合併協議を効率的に推進しなくてはなりません。11月19日の新聞に、吉野郡8町の第8回合併協議会が空転と、このように載っておりました。内容の詳細は省略しますが、これは大淀町、下北山村の合併の是非を問う住民投票の期日が決定したと。そのために、合併協議会が空転したという内容であります。

このことから、7町の法定合併協議会の進捗と調和した住民投票条例の制定、これをお示してください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） 合併問題は、町民の将来にわたる重要な問題であります。これまで合併についての住民の皆様の意向をお伺いする手段といたしましては、アンケート調査程度にとどまっており、その結果をもつての賛成か反対かという議論となっております。

ました。しかし、法定協議会が設立され、合併に関する議論が進んでいる現在、住民、議会、行政がこの問題について議論を活発に行い、それらのご意見を慎重にお伺いする必要があります。

こうしたことから、合併の是非を問う判断材料を提供出来ました時点で、最終的に住民の皆様方のご意見をお伺いいたします手段といたしまして、住民投票の実施も選択肢の一つであろうと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 合併協議会での協議の進捗状況を積極的に住民に広報し、絶えず住民の意向を確認することは、私たちの当然のこととして受け止めております。ただし、町長や私たち議会の政治姿勢として、または合併協議が膠着状態に陥った場合には、これを打開する政策手段等として、すべての合併に関する情報を明らかにした上で、合併の是非について民意を問うということは、先ほどご答弁もありましたとおり、あり得る選択肢だと私も考えております。

次に、合併協議事項の一つである「財産・公の施設の取り扱い」の観点から、地域集会所等のあり方を問うとの質問ですが、合併すると、斑鳩町名義の不動産は新市が引き継ぐこととなりますが、地域集会所等の建物の登記がなされていないと、合併後のその所有権を巡って混乱が生じることが考えられます。このことについての町の考え方を教えてください。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） この登記等につきましては、いわゆる民法、不動産登記法、斑鳩町財産規則等によりまして登記をしなきゃならないということになっておりまして、我々といたしましても十分認識しておるところでございます。そういったことで、職員での対応が可能かどうか、現在検討をさせていただいております。

尚、町有財産につきましては、財産台帳にて管理しているところでございますが、合併となりますと、斑鳩町の財産は新市に引き継ぐこととなります。このことから、集会所等管理を委託しているものにつきましては、文書にて整理が必要であると考えており、合併となりましても混乱が生じないような対応をしていかなければならないと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） このような質問をさせていただいておりますのは、以前から集会所の

件について整理をしてほしいということで、今の答弁の中にもありますけど、補償による集会所などは、管理を委託しているという状況が、占有権をその地域に保証しているのか、または所有権を保証しているのか、大変今までの扱いはあいまいだった。行政側からの思いも、また地域住民の思いも、はっきり言うてそごがあるんじゃないか、私はそれを懸念しております。

また、開発による集会所は、その経緯から見て、その地域のもの、その地域の所有物だと考えるのが私は自然であると思いますが、すべてこれは斑鳩町名義。といいますことは、自動的に合併すれば新市に引き継がれるものであって、開発指導ですか、開発によってデベロッパーがその地域の人に集会所用地を、その時には地縁団体がありませんので、一旦町へ名義を変えているだけのことであって、それらを早速直していきたいな。

そのことについても、地縁団体の制度の認識というのは、まだ一部でまだまだ行き届いてない状態なんです。このことは、私もそのように思っておりますし、理事者側もそのように思っておるように思います。地縁団体制度が創立されてもう10何年経ちますのでね、いいかげんにきちっと認識しなくてはいけないと。何のためにこういう制度が出来たかということも、しっかりともう一度勉強していただいて、そしてしっかりと住民に説明して、例えばこういうことも起きますということを自治会へ持ち込んでもらって整理することが急務である、そのように私は、これは再度申し上げておきます。そういうことで、今回の合併問題への対応と認識についての質問を終わります。

次に、2番目の道路整備についての質問ですが、今議会の提出議案説明の中に、道路交通体系の整備として、平成11年度から平成15年度までの道路整備5カ年計画があります。私は大変失礼な言い方もしれませんが、順調に進捗していなかったと思います。また、その間、建設常任委員長も含め建設常任委員会に3年間所属しておりました自分自身に、議員として一種の腹立たしさも感じております。この道路整備5カ年計画の最終年度での進捗状況への認識と分析をお示してください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ご指摘の道路5カ年計画でございますが、これは議会初日に町長が提案趣旨説明の中でも申し上げておりますとおり、今年度が最終年度であり、平成11年度当初には13路線を計画いたし、そして平成14年度より新たに5路線を追加し、全18路線を対象にこれまで整備を行ってきたところであります。

現在の進捗状況につきましては、4路線が完了はいたしてはいるものの、全路線数から

見ますと、2割程度の完了率と、低い完了率になっております。ご指摘のとおり順調にははかどっていない状況にあると認識しているところであります。

尚、道路整備を進めていくにおいては、地域住民、とりわけ地権者のご理解、ご協力が必要なわけではございますが、沿道地権者の一部の方のご理解が得られないことから、進捗を遅らせることの一つの要因でもあり、事業実施に向け努力をしている次第ではございますが、地元調整や用地交渉においては、不測の時間と労力を要しているところでございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 18路線マイナス4路線で、14路線が全く手つかずの状態ではないと私は思っておりますが、それでは特に中間見直しで追加された5路線、これについて現在どのような状況なのか。また、今年度、まだ何カ月かありますので、この今年度に完了する路線はないのか、お示してください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 14年度からの追加の5路線についてということでございますが、この5路線のうち、河川敷地内での整備で河川占用協議により、現在工事を着手しているものが1路線ございます。結論から言いますと、これはまだ完了には至りません。その他全般的につきましては、道路拡幅に必要となる用地が伴いますので、現在路線現況測量をはじめ境界の確認、また、関係機関との事前協議等の工事実施に向けての事務的作業を行っている段階でございます。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） そしたら、今の答弁では、11年度からある13路線のうちで4路線が完了して、今年度にもその中でも1路線も完了には至らないと、そのように理解したらよろしいですか。それはそれで結構です。

それでは、次に新道路整備5カ年計画策定に向けて、今の実績を分析し、あくまでもこれは整備5カ年計画路線。だから、すべてその期間内で完了するのが原則なんです。部長がこちらへ来る前に、平成11年より以前には3カ年計画ということで実施しておりましたが、積み残し、積み残しというのがたくさんあったので、これはちょっと実績として見るのは見にくいだろうと。

それで、5カ年計画について中間見直しということでやり始めたのが、今の平成11年からのだと私は記憶しておるんです。だから、あくまでも整備5カ年計画というその路線

は、その5カ年の間に完成するんだという計画のもとに立てられた路線だと私は認識しておりますが、それらを何とか完成するためにも、次の新道路整備5カ年計画を策定される時に、それらのこともしっかりと考慮に入れて策定していく必要があると思うんですが、今度の新道路整備5カ年計画の策定に向けての方策と申しますか、それらをお示してください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 新道路整備5カ年計画の策定に向けての改善ということでございますが、策定に当たりましては、これまでの実績を総括することは大変重要なことと、そのように認識しております。次の計画におきましては、継続して取り組みを行う路線もございますことから、まずこれらの路線を主に早期整備が実現しますよう努力してまいりたい、このように考えております。

また、現在用地交渉の過程において暗礁に乗り上げておったり、今後整備も見込まれないと、このように判断出来る路線もありますことから、これらにつきましては、地元とも相談をしながら、休止も含めて検討をしてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 2割バッテリーというようなね、その間に2割の路線しか出来なかったという報告しか出来ないというのは、やはり私たちも含めてですよ、まずいんじゃないかな。住民に対して5カ年でこれだけの路線をやりますということをうたっておりますので、どういことがあってもやっていかないけない。その中で、いろんな要素があつて、少し手をつけてあるが暗礁に乗り上げた。それらについては、やはりしっかりと分析して英断をもって休止するんだということも、これは致し方ないかな、私自身も思っております。ただ、責任問題を問われると。やはり5カ年計画としてうたった限り、議会も含めてやっぱりなぜ出来ないのか、そられについてもしっかりとやはり住民に説明する必要もある、このように私は思っております。

そうした中で、地元調整やその用地交渉になかなか難しいことがある。これはわかっておるんですが、例えば道路整備計画をもっと広く住民に周知しておいて、この路線は整備されることによって、先ほどの同僚議員も言ってたとおり、危険な通学路の、整備することによってここにある、ヒヤリマップですか、それに載っているような危険な通学路の改善にもつながるんだ、そのように住民にお示ししたら、この路線の整備は自分たちの子や孫のために必要だと理解していただける要素にもなるのかな、私はそのようにも考えてお

ります。

そういったことで、次の新道路整備5カ年計画を、議会へ示していただいているのは当然なんですが、議会や住民への周知方法もどのように考えていかれるのがいいのか、お示しくください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 議会あるいは住民の方々への周知ということでございますが、現時点でその周知方法についてこれといった案は持ってありません。したがって、今後担当の常任委員会の方に相談をしながら考えていきたい、このように思っておりますので、どうかご理解をお願いしたいと、このように思います。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 色々音楽を入れてもらいますので、中断しますが。

それでは、最後の質問ですが、これも提出議案説明の中で、可燃ごみ収集のステーション化により、収集の効率化、迅速化が図られたとありますが、ことしの2月19日の厚生常任委員会での議論を再確認しながら、具体的にどのように効率化、迅速化が図られたのか、お示しくください。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者にもご承知をいただいておりますように、可燃ごみの収集につきましては、従来は一部集約化、集積化が図られておりました地区を除きまして、ステップ乗車によりまして各戸の収集を行ってまいったところでございます。しかし、自治会のご理解とご協力を得まして、現在ほとんどの地区で集約化、集積化を図っていただいているところでございます。

また、収集時間につきましては、1月の17日からステップ乗車をしないで収集をさせていただいております。この時点では、各地区におきまして集積化、集約化というのは図られておらなかったことから、かなりの時間を収集に要しました。収集の終了が午後2時ごろまでかかっておったところでございます。以前は、殆ど午前中で収集が完了しておったんですが、このような状況で午後2時ごろまでかかっておりました。しかし、現在では集積化、集約化を図っていただきまして、概ね従来どおり午前中で収集が終えておるといような状況でございます。

このようなことから考えまして、収集の安全面も含めまして、効率化、迅速化が図られたということで考えているところでございます。



○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 次に、ステーション化された自治会から、先ほど、2月19日に厚生常任委員の皆さんが、色々心配されましたことを申し上げられましたが、その後にそういう申し出や住民の声はなかったのか、またごみ収納ボックスの設置を要望したが、予算がないので待つてほしいと言われていて、このようなことも聞いておりますが、それらのことでの対応をお示してください。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 自治会で集約化、集積化を図っていただきました後で、その決定をしていただいた集積場所へ実際にごみを排出していただいております中で、不都合等が生じたために集積場所の変更とか増設等の申し出がございました自治会というのがあるわけでございます。この申し出につきましては、その内容等につきまして自治会と協議をさせていただく中で、場所の変更とか増設等に取り組んでいるところでございます。

また、自治会からその場所のカラスや猫よけネットの支給を希望された場合とか、ごみ収納ボックスの整備の要望がございました場合には、ネットの支給をさせていただいたり、また収納ボックスの整備につきましては、地元と調整する中で進めさせていただいております。ただ、予算的に前半で消化をしてしまいましたので、あとご要望をいただいている自治会につきましては、この12月議会で上程をさせていただいております補正予算の中にも計上をさせていただいて対応させていただきたいと、このように考えて予算を計上させていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今議会上程されている補正予算の中で、それでは自治会からの分にすべて対応出来る金額であると理解してよろしいですね。結構です。当然そうだと思いますので。それで、今から言ってこられる場合については致し方ないと、このように思いますので、今までお聞きしている中でのすべてだと理解しておきますが、答弁してくれるんですか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、予算上程をさせていただいております補正予算の中には、ご要望をいただいておりますすべての箇所、そして今後出てくることが想定をされますので、今質問者も申されてますように。そういう形で幾分かの基礎数は予算計上をさ

せていただいております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） それと、先ほどのカラスや猫よけのネットを電柱などにくくりつけている景観上の問題や、狭い道路上への集積、集積場所の適否、これは自治会で色々議論されて決定されているところなんですけど、地域によっては、従来の個別収集の方が私はベターではないかと、このように思っております。これらの議論につきましては、担当常任委員会でもされているんだろうと思いますし、また私も別の機会にしたいと、そのように思っておりますので。

それでは、ステーション化されていない自治会は、どのような問題があって、どこまで検討が進んでいるのか。また、今後どのようにしていくのか。といいますのは、2月19日の厚生常任委員会でも、私も、本来ならばオブザーバーとして出席している委員会ですが、余りにも住民の反響が大きかったし、議員さん皆さんもおっしゃってましたので、一緒に話をしました。その中で、何か強制的にステーションをつくらなければというような意見もありましたので、もしステーション化をそういう理由で坂道の上へ持っていくのはだめだとか、そういうことでされてない自治会があるんだったら、やはりもう一度考え直される自治会もあると思うんです。

そして、今までステップ乗車を禁止したことによって、午後2時ぐらいまでというような答弁でしたが、それが午前中に終わるようになったということで、それであつたら、2時ごろまでであれば別にいいんじゃないかなと。そして、すべてが個別収集に戻るのではなくて、そしてきちっとした収納ボックスを設置されておる自治会もたくさん出てきてます。場所もあり、皆さんの理解、理解といいますか、協力が得られやすいと、そういうこともありますので、今ステーション化されていない自治会はどういうことでしておられないのか。そしたら、その自治会に対してどのように今後していきたいのか、お示し願いたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 自治会の中で、5つの自治会がステーション化に向けて取り組みを現在していただいている状況でございます。ただ、一定のご理解はいただいております、ということでご理解をいただきたいと思っております。

進んでおらない自治会の状況といたしまして、今質問者も申されてますように、坂道が多いところの自治会もございます。そういう理由で決定しにくいという自治会。そういう

自治会に対しましては、ご理解が得られるように説明会を開催をさせていただくということで、住民の方々のご理解を得るための説明会を開催をさせていただくということで、自治会の役員さんとも日程調整をさせていただいているところでございます。

また、自治会内で適当な集積場所がないということで、まだ進んでおらない自治会もございます。これは、1つには、竜田川公園の敷地を集積場所として活用したいというような申し出もございまして、その申し出に対しまして現在担当課の方でその公園の管理をされてます県とも協議をさせていただいて、設置が出来ないかというようなことで協議をさせていただいております。これが、県との協議が整えば、ステーション化も可能ではないかと、このように考えているところでございます。

こういうことで、いずれにいたしましても現在各自治会におきましては、ステーション化に向けては、ご検討をいただいているというような状況でございます。しかし、町といたしましても、自治会の方で、先ほど申し上げましたように、説明会を開催するなどして自治会に入りまして住民の方々のご理解が得られるように引き続きまして協議をさせていただきたいと、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 何回も言いますけど、先日の2月19日の厚生常任委員会でも私も言うております。自治会では、全く誤解があったんです。理事者側から言えば誤解だということになるんですが、ステーション化というんですか、集約をしなければ個別収集は4月1日からされないというようなことで、役員さんらが慌てて地元で役員会を開いて、そして自治会員にその旨を伝えて、班ごとに場所を提供してください。私の錦ヶ丘自治会は全くそういうことでやっておったんです。だけど、私は、自治会でも違うと、それをしなくても集めてくれますということは話もしてたんです。ただ、そういう方向だろうということで、協力という形でさせていただいた。

その中で、やはりもしそうして集約をしなくても、ごみステーションというきちっとした収納ボックスのことに私は反対してるんじゃない。それは、やっぱり期間の問題もありますし、結構だ、どんどん進めていっていただきたい。その時の厚生常任委員さんらも言うたと思うんです。土地を提供するんかと、そこまでやってやるんかということで、ああいう道路の中でごみを集めて、カラスよけのネットを置いてあって、そしてそのネットを不要な時は電柱にくくりつけてある。このような状態を見て、自治会の人自分らでしてることだから、どないにも言うてきてないと思うんです。ただね、行政として、美観、景

観の問題として、あれがいいのかどうか、今の時点でどのように思いますか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 確かに私も見る中では、ガードレールなり電柱にネットをくくりつけた状態で置かれている自治会もございます。景観上好ましいのかとご質問いただきますと、景観上は好ましくないと私の方は認識をさせていただく以外にはないと、このようには思いますけれども、ただこの状態をお願いをさせていただいておりますのは、自治会の方でその回収、収集後のネットの管理等につきましてはお願いをしますということでご協力もお願いをさせていただいているところでございますけれども、そういう実態の中で今後も引き続き実施をさせていただきます地区別の環境問題の学習会等におきましても、そういう地域の実態等もご報告をさせていただく中で、管理の方の徹底のご協力をお願いをさせていただきたい、このように思っております。

○議長（森河昌之君） 7番、小野議員。

○7番（小野隆雄君） 今朝も、可燃ごみの収集日ですので、私も役場へ来る前に、重そうに、錦ヶ丘なんか特に坂道です。集積場所に運んでおられるのを見ておりました。このことには、先ほど別の機会にと言うてますので、もうこれぐらいで終わっておきたいと思いますが、色々やはりそこらについて行き違いのないようお願いしたいし、2時間の短縮のためにあえてごみ収納ボックスとしては不完全な収集場所での収集、それらについてはやはりもう少し地元へも、今部長がおっしゃっているような会議でも話をしてもらって、しっかりと理解をしてもらう方が私は斑鳩町的美観、ごみ収集に関する行政のやり方として妥当ではないのかな。余りにも住民に負担をかけてやっているんじゃないか、そのようにも感じる場所もありますので、ところもありますということを申し上げておきます。

与えられた時間を残しましたが、誠に残念ですが、的確に、私はこの通告をした時には1時間でもつんかなと、そのように心配しておりましたが、的確な答弁をいただきました。これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、7番、小野議員の一般質問は終わりました。

午前11時10分まで休憩いたします。

（午前10時09分 休憩）

---

（午前11時10分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

次に、9番、浦野議員の一般質問をお受けいたします。9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 議長のお許しを得ましたので、私の方から質問させていただきます。通告書に基づきまして、3つございます。

まず、第1点目、まちづくりの将来像は、住民主体で作成出来ないものかどうかという点でございます。

市町村合併が推進され、地方自治の将来のあり方を問われている中、2010年までのまちづくり基本方針は、第3次斑鳩町総合計画で示されておりますが、50年、100年先の将来のまちづくり計画は、行政があらかじめ作成して素案を討議していく従来のやり方を改め、作成プロセスの最初から住民がこれに関わり、また、この計画管理運営面でも積極的な参加をし、ひいては住民が満足する地方自治体が完成していくものと思います。

そこで、我が町の将来像についてどのように描いておられるのか。まず、まちづくりの中長期的な展望についての考え方をお尋ねします。これは、50年、100年先の斑鳩町のあるべき姿についてどう取り組んでいこうとしておられるのかという点です。

それと、この取り組みは、行政のみが企画、立案、計画していくのではなく、ワークショップ、すなわち住民がまちづくり計画段階から参加し、管理運営に至るまで積極的に参加出来る地方自治の理想形態を取り入れる用意があるのか、この2点についてまずご質問させていただきます。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、1点目の斑鳩町の将来像についてでございますが、50年、100年先の斑鳩町のあるべき姿についてでございますが、これにつきましては、斑鳩町町民憲章に、目指すべきまちづくりの理想といたしまして、歴史と文化を大切に、貴重な遺産を次の世代に伝えるとともに、恵まれた自然との調和を図り、安らぎのあるまちづくりを掲げております。

また、斑鳩町のまちづくりの長期展望といたしましては、平成13年に策定いたしております第3次斑鳩町総合計画がございます。これにつきましては、平成22年度を目標年次としておりますが、斑鳩町のあるべき姿として、「歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」づくりの実現を目指し、歴史的風土を生かした斑鳩らしさの創出を重点施策として取り組んでいるところでございます。

次に、この取り組みの地域住民の参加についてであります。確かにまちづくりを進め

ていくためには、住民参加が不可欠であります。総合計画においても、「住民と行政協働によるまちづくり」を計画の柱の一つといたしておりまして、これまで住民の主体的な活動の支援、行政への参加機会の拡充、住民参加を促進するための組織づくりなどに積極的に取り組んでまいりました。今後も、地域住民による企画、立案から運営まで携わっていただける、そういう住民参加の形態も視野に入れながら、これまでの取り組みの裾野を広げ、住民の参加機会の拡充を図り、住民と行政協働によるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） ありがとうございます。

次に、このたびの合併協議会での住民に対するアンケート調査がなされておりますが、アンケートの内容の中で、住民がどのようなまちに住みたいかという、これからのまちづくりの方向づけがわかる項目もあったように思いますが、これらのアンケート結果も今後のまちづくり計画に生かしていけないものかどうか、どうお考えでしょうか。

それと、合併協議会の資料の中で、合併後の住民の生活ゾーンというふうな地図が示されておりましたが、まちの将来像を描く場合、都市計画図の作成段階で十分な審議が必要と思われまして、この審議の段階から住民の意見を十分取り入れる方法はとれないものかと、2点についてお伺いします。

○議長（森河昌之君） 植村総務部長。

○総務部長（植村哲男君） まず、1点目の合併協議会での新市のまちづくりに関するアンケート調査についてでございますが、各分野の現状評価、将来のまちづくりに対するイメージ等、様々なご意見をいただいております。合併に係る新市建設計画、いわゆるまちづくり計画の策定に生かしていくということになっておりますが、本町におきましても、今後の施策の推進や計画等の立案に当たりましては、住民の皆様の貴重なご意見として参考にさせていただきたいと考えておるところでございます。

次、2点目の都市計画図の作成に住民の意見を取り入れるということについてでございますが、都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康的で文化的な都市生活及び都市活動を確保するため、適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるよう定められているものでございます。奈良県におきましては、斑鳩町の全域を含む10市17町1村の区域を大和都市計画区域と定めておりまして、指定をされております。

ご質問の都市計画図には、都市計画として定めている市街化区域と市街化調整区域の区

域区分の他、第1種低層住居専用地域等の用途地域、また風致地区等の地域地区がございます。この見直しにつきましては、本県においては、概ね5年毎に、人口規模、土地利用、交通量等の基礎調査が行われ、その結果変更する必要がある時に変更をされることになっております。

現行の都市計画での区域区分は、平成13年に見直しをされたものでございます。よって、現在のところ見直しをする予定はございませんが、見直しをするに当たりましては、都市計画法において必要があると認める時は、公聴会の開催等住民の意見を反映させるのに必要な措置を講ずるものとされており、本町といたしましても、必要に応じて公聴会や説明会の開催、アンケート調査等の実施などを行いまして、住民参加の機会を設けるとともに、十分な情報の提供もしてまいりたいと考えております。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） ただいまの答弁の中で、まず斑鳩町のあるべき姿として、「歴史と文化が暮らしの中に息づく“新斑鳩の里”」づくりを目指す、それも住民参加が不可欠であるという答弁をいただきました。それと、最後の質問に対する都市計画地図の見直しをするに当たっては、都市計画法において必要があると認める時は、公聴会等住民の意見を反映させる。また、必要に応じて公聴会、説明会の開催、アンケートの調査の実施、協議会の設置等、住民の参加の機会を設けるという答弁がございました。

斑鳩町は、超一流の文化的遺産を持っております。したがって、観光地としてのこれからの位置づけは、未来において変わらないことは事実であります。このことは、我が町のまちづくりを計画していく上で進むべき方向が基本的に決まっていますが、住民がこのまちに住んでよかったと実感出来るまちづくりを実践していただくよう切に要望し、この質問は終わらせていただきます。

続きまして、質問2番ですが、地産地消の実現。

我がまちの農業生産は、米作が中心であって、あと近郊野菜、果実栽培等々となっておりますが、米の減反政策が続く中、政府買い入れ米価格は年々減額され、野菜、果実の価格も非常に不安定であります。また、農家各戸においては、農業経営後継者の不足、農機具の老朽化等問題は山積みであります。一方、消費者におきましては、本年の天候不順等により米価の高騰、あるいは季節野菜の消費者物価の不安定、この背景がございます。このような背景の中で、我が町内でとれました米、野菜、果物等を我が町内でもっと消費出来ないものかと考えます。

そこで、質問に入ります。まず、最初に、米のおいしさの基準につきまして、我が町が生産しますヒノヒカリ、主にヒノヒカリが生産されておりますけど、この品種の食味の検査数値、いわゆるおいしさの基準数値ですね。それと、味のナンバーワンと人気のありますコシヒカリ、また他の米の平均的な食味の数値について、わかっておる範囲でお答えください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず最初に、ヒノヒカリの食味の数値ですが、これは食味値ということで表されております。内容につきましては、タンパク質、アミロース、脂肪酸、水分値の成分を、これを食味計という機械で測定した値、これを食味値と言っておりますが、ヒノヒカリにつきましては、この値が70以上、最高は80となっております。比較しますコシヒカリの場合は、この食味値が85以上という値となっております。他にも、全国的なシェアの中に、例えばひとめぼれであるとか人気のある米もあるんですが、そういったものについてちょっと現在データを持っておりませんので、それについては答弁をご勘弁いただきたいと、このように思います。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） ありがとうございます。今、答弁ありました数値が示すように、ヒノヒカリに関しましては、他に決して劣らない食味を持つ米であると、私も生産者の一人として自慢しております。このおいしい米をもっとアピールし、我が町で消費が増えるようにどのような努力をされているのかについてお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ヒノヒカリの消費についてどういった努力をしているのかというご質問でございますが、まず米の消費啓発活動の一環といたしまして、町では過日行ないました産業フェスティバルにおきまして、農業委員による町内産米によるヒノヒカリのすくい取りのチャリティー、そして赤飯の販売を実施していただいたところでございます。また、JAでは、竜田支店において、町内サッカー少年を含めたスポーツ交流大会において、少年の体作りとしての米の提供を、昨年引き続き本年度も実施されると聞いております。尚、法隆寺農協倉庫跡で開催されております睦会ふれあい朝市におきましても、地元産米ヒノヒカリの販売をされているところでございます。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 次に、米の件はよくわかりましたが、他の農産物、野菜、果物に



ついて、我が町でとれた産物に対する我が町での消費量、あるいは消費に対するアピールについてお尋ねします。

それと、地産地消、我が町でとれましたものを我が町で消費するという努力について、例えば学校給食とか行政がコントロール出来る機関の中での消費について、どのような努力をされているのかについてお尋ねします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 米以外の農産物の消費についてどういった努力をしているかというご質問かと思いますが、まず生産者と消費者の距離を縮め、地元で生産された農産物を地元で消費すべきであるという地産地消の考え方によりまして、消費の拡大と生産者と消費者との交流拡大が必要というふうに考えております。

町の取り組みといたしましては、野菜、果物に対しましては、これはイベント、秋祭りでありますとか産業フェスティバル、こういったイベントの開催による販売支援や、学校給食等において新鮮で安価な食材の活用のために、町が調整をしながら生産者への支援を行っているところでございます。

次に、量的な話でございますが、本町の平成14年の収穫品種は、21品目ございまして、その中でも特にホウレンソウが代表的でありまして、これについて、平成14年度のデータをもとにちょっと数値を説明させていただきますが、生産面積が11ヘクタール、収穫量が200トン、出荷量が172トンとなっております、これは主に県の中央市場や大阪の市場に出荷しておるものでございます。

次に、地産地消に関して、学校給食、あるいはその他でどういう取り組みをしているのかということですが、まず学校給食について述べますと、地元の農業と食の安心、安全を確保するために、地産地消の必要性が認められてきており、その一環として地元農産物を学校給食等に利用する取り組みが、これは全国的に行われておりまして、本町も平成8年から季節感のある新鮮で個性的な味覚と味わいを提供し、地元産の野菜、果物を対象として、保育所、小中学校の給食への利用促進を図っておるところでございます。

また、小学生達には、体験学習として生産工程を体験していただいたエンドウを食材として提供し、平成15年度では、今月までにこのエンドウ以外にも、野菜類では、キャベツ、ハクサイ、タマネギ、コマツナ、芋類では、ジャガイモ、サツマイモ、果物類では、ナシ、ブドウ、カキ、イチジク、これらの食材の提供を行ってきたところでございます。

最後に、それ以外に何か特別な取り組みはしているのかということでございますが、同

じく消費者と生産者の交流を深め、農家が栽培する農産物の作付け拡大と品質向上を図るとともに、町民の方々に地元野菜の関心を高め、需要の増大を図る機会づくりとするため、これは先ほども申しましたが、産業フェスティバルを開催しまして、農業振興会では、小吉田圃場で収穫されたハクサイ、キャベツ、サトイモ、農業者の方々からは、ダイコン、ニンジン、サトイモ、ピーマン、大豆、黒豆、キウイ、カキ等安価で新鮮な農産物の提供を行っていただき、消費者との交流を図ったところでございます。

また、新たな販路の開拓の手段といたしましては、朝市が開催されておりまして、法隆寺の農協倉庫跡地で睦会のふれあい朝市、これが長年にわたり毎週日曜日に開催されております。そこで新鮮で安価な野菜の販売と米の消費拡大のために、地元産の米ヒノヒカリを販売されております。また、JA龍田支店におきましても、女性部の方々が毎月7日、27日に、野菜、そして食品加工品の販売を行っておられます。最近では、シルバー人材センター内でも野菜の朝市が開催され、販売をされていると聞いております。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） ありがとうございます。農業を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあります。これは、作られた農産物の流通に問題があると私は考えております。まちの活性化に、農業生産の安定と消費自給率の安定化、これは欠かせません。行政がコントロール出来る範囲での学校給食等への積極的な消費の取り組み、ひいては農産物の計画生産、また計画消費に一步步近づけるよう今後努力していただきたいということを切望し、この質問は終わります。

続きまして、質問3です。少人数学級の早期の実現化。

文部科学省は、公立小中学校の1学級の人数を、今までの国の基準でありました40人より少なくする少人数学級を各自治体の判断で実施しやすくするため、少人数学級に対する国庫負担、少人数学級も国庫負担対象とするという方向で運用を見直す方針を決めました。我が町の取り組みはどうでしょうか。見直しの中では、40人学級に必要な教諭分とは別に、習熟度別のグループ指導などのために、増員してきた教諭に手当てしてきた国の補助を転用出来るように制度を緩和し、これによって少人数学級で教諭数増加分を全額負担してきた今までの自治体負担が軽減されるということで、一気に少人数学級実現が増加していくものと予想出来ます。

これとは別に、先般京都の教育委員会が公立学校における教諭自身の希望転勤制の導入

をされたと聞きます。これは、教諭の得意分野を現在の勤務地よりもっと生かしていける勤務先を希望し、そことマッチすれば、延いては教育環境の改善になるというものです。この辺の我が町の取り組みはどうでしょうか。

そこで質問いたします。まず第1点目、我が町の現状の学級人数、小中学校の学級人数について、今現在何人で行われておりますか。また、この人数で十分な教育がなされていると考えておられますか。

第2点目、少人数学級の教育の利点について、どう認識されておりますか。以上2点についてお願いします。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、少人数学級についての質問でございます。まず、少人数学級を各自治体の判断で実施しやすくするために、国庫負担制度を見直すとの方針が決められたと聞きますが、その当町の現在の取り組みはどうかということでございます。

これにつきましては、質問者も既にご承知のことというふうに思っておりますが、学校制度の改革によりまして、平成15年度から地方の判断で40人を下回る少人数学級を作れるようになりました。しかし、これは奈良県では、学級編制の基準は法定基準の40人で実施しているところでございます。それにそって行われているのが現状でございます。本町におきましても、それに基つき小中学校の学級編制を行っているところでございます。1学級当たりの人数でございますが、少ない学級で27から28名、多いところで37から38名というのが現状でございます。平均では、約34名となっております。

この1学級当たりの人数が多いか少ないかということでございますが、またこの人数で教育効果が期待出来るのかということにつきましてでございますが、これはいろいろな条件がございます、一概にいいとか悪いとかということではございませんが、多いより少ない方が教諭の目も比較的行き届くということがあると思っております。余り少な過ぎますと、今度は集団としての行動の学習に支障を来してくるということもございます。このことから、今も申し上げましたように、一概に少ない方がよいというふうな考えではないというふうに思っています。

それから、少人数教育の利点でございますが、これは1クラス2つに分けて行う少人数授業というのがございます。これは、平成13年度から実施されておまして、本町の小学校でも主に小学校では4、5、6年生の算数で実施いたしておりますし、また中学校では1年生から3年生の数学、あるいは英語で実施しているところでございます。この少人

教授業では、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな指導が出来るということで、よりよい学習効果が出てくるというふうに思っております。今後も、有効な活用をしてみたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 次に、教諭各自、先生各自における得意な分野があると思うんですけども、これが現在の教育現場で生かされているかどうかについて、いわゆる適材適所に着任されているのかどうかという点について、お答えをお願いします。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 義務教育制度ということについて申し上げますと、今の義務教育国庫負担制度につきましては、国がすべて教員の先生の費用負担をしていただいております。2分の1が国で、2分の1が県が負担すると、こういう状況で先生の配置をしていただいているところでございます。

今、適材適所ということでございますが、それぞれの先生の転勤希望というものがございます。そうしたものをとらえながら、それぞれの市町村で必要な先生の人数というものを確保させていただいているわけでございますが、私どもといたしましては、斑鳩町へ来ていただいている先生方については、非常に熱心にそれぞれの学校で子ども達のご指導をいただいているというふうに思っております。

○議長（森河昌之君） 9番、浦野議員。

○9番（浦野圭司君） 適材適所に関連しますけども、先日テレビを見ておりますと、京都府の伏見区だったと思いますが、ある学校が特色ある教育運営を取り入れ、結果として全国でもトップクラスの学習成績をおさめているという報道を見ました。それは、教諭自身の専門得意分野を担当させることはもちろんのこと、例えば宿題専門の指導の先生、生活指導専門の先生等設けまして、生徒の側から学級担任先生以外の先生にも、自分の悩みとか疑問点を相談出来る、いわゆる学級という壁を隔てた教育の概念を捨てました、学級を越えました自分の気に入った先生から色んな指導を受けられるようなシステムにあるという内容でした。先生も、学校が終わりますと職員室に戻りまして、校長先生はじめ先生各自が、今日の授業についてどうかとか、また今後の授業についてどうかという協議をなさっている場面もありました。京都の教育委員会も、教諭自身が自分の目指す教育が出来るよう、自分の得意分野がより生かされるように、職場におきまして、学校におきまし

て、自分の転校希望が出来るように、これも全国初の試みと報道されておりました。

少人数学級の今利点等につきまして答弁いただき、またそれに向かっているという答弁でしたけども、教師の得意分野がより生かせるような転勤、あるいは希望地への転勤等ですね、併せまして斑鳩町でも独創的な教育の環境づくりに今後取り組んでいただきますよう要望いたしまして、私の全質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、9番、浦野議員の一般質問は終わりました。

午後1時まで休憩いたします。

(午前11時41分 休憩)

---

(午後 1時00分 再開)

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

続いて、1番、嶋田議員の一般質問をお受けいたします。1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告書に従いまして私の一般質問をさせていただきます。

まず1番目ですが、町営住宅についてです。去る9月に町営住宅の入居公募がなされまして、抽選会は悲喜こもごもの体でありましたが、斑鳩町が町営住宅を運営しておられる目的、それと家賃について、平成15年の家賃状況についてお聞きします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、町営住宅の目的についてでございますが、これは、町営住宅を含むすべての公営住宅についてですが、戦後の住宅に困窮する低所得者の居住安定と居住水準の向上を図るために、昭和26年に公営住宅法が制定されておりまして、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活ができる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して、低額の家賃で賃貸住宅を供給することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としているところでございまして、斑鳩町としても同じくこの目的でやっております。

次に、家賃についてでございますが、まず家賃の算定方法につきましては、公営住宅法施行令に定めておりまして、住宅の立地状況、経過年数、住居面積、利便性等から算定し、各団地ごとに家賃を設定しており、また入居者世帯の収入額に応じて段階的に設定しているところであります。

尚、平成15年度の家賃についてでございますが、一般公募による新規入居者において

は、収入状況により4段階の家賃を設定しておりまして、まず追手団地で2万4,400円から4万300円の幅があります。そして、長田団地A棟では、3万円から4万9,700円の幅。そして、長田団地B棟では、2万5,700円から4万2,600円の幅があります。また、本年度竣工いたしました目安北団地におきましては、まず2DKが2万7,400円から4万5,400円の幅、そして3DKでは、3万1,400円から5万2,000円の幅があるといった状況でございます。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 詳しくありがとうございます。斑鳩町で言えば、住宅に困窮する低額所得者に対して低額の家賃で賃貸住宅を供給することによって、町民生活の安定と町民に対する福祉増進に寄与することだと思っておりますが、現在のこの不況下の時代であれば、応募者も多数おられると思うのですけれども、現在の公募について、どのような基準でなされており、年何回ぐらいの公募で、1回につき何戸の公募なんですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 公募の基準と、そして今の頻度あるいは募集戸数のご質問でございますが、町営住宅のまず入居資格について、まず1点目には、現に同居し、または同居しようとする親族があることとなっております。原則といたしましては、単身では入居出来ないこととなっております。条例第6条で、入居者の資格として定めております。特に単身入居につきましては、50歳以上の方、身体障害者の1級から4級の方、生活保護を受けておられる方等については、これは特例で可能となっております。

2点目は、入居の申し込みをされる方の世帯の基準月収額が20万円以下であることとなっております。ただし、障害者の方等につきましては、26万8,000円以下となっております。

3点目は、現に住宅に困窮していることが明らかである者であること。

4点目は、現に町内に住所または勤務場所を有する者であること。

5点目としましては、市町村税の滞納のないこととなっております。

次に、募集の頻度ですが、募集回数が平成9年からの状況で申し上げますれば、平成9年には2戸、その次が平成11年で5戸、平成12年で3戸、平成13年も3戸、14年が5戸、本年は3戸となっております。

それで、年どれぐらいの回数でということですが、概ね1回の割合でやっております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。平均年に1回、先ほどの数字で言いますと、約3戸の公募になっているということですが、これは年に3戸空き部屋が出るからだと思うのですが、現在入居しておられる方が亡くなられた場合、同居人に引き続き入居出来る相続権というんですかね、そういう権利はあるのですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 同居人に入居の相続権があるのかというご質問でございますが、町営住宅条例第15条で、入居の承継について定めております。町営住宅の入居者が死亡した場合、その死亡時に当該入居者と同居の届け出をしていた者が引き続き当該住宅に居住を希望する場合、これは町長の承認を受けて入居することは可能であります。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 届け出済みの同居人以外は入居する資格が、相続というんですかね、されないということで、それでは、公募された方々は、一定の書類審査とか現状調査をされた後、選考委員会に諮られるとお聞きしておりますが、過去選考委員会において、入居者決定をなされたことはあるんですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 現在、ストック総合活用計画で、町営住宅の建て替え等を行っておりますが、この建て替え事業が開始された昭和63年以前につきましては、残念ながら把握しておりません。当時は、現在のように年間を通して空き家となつての公募は少なかったこと、そしてまた老朽化により再入居の募集はしておりませんでした。そういったことから、ちょっと過去については把握しておりません。

その後、平成7年に長田団地B棟において初めて新規入居の募集を行っておりまして、以降今日までの間、一般公募についてはすべて公開抽選となっております、選考委員会における入居者の決定はございません。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ただいま一般公募についてはすべて公開抽選となっておりますことなんですが、一般公募は公開抽選だという規約等があるんですか。

それと、選考委員会に入居者の決定権というのはいないんですか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、公開抽選についての規約ということでございますが、これは斑鳩町の町営住宅条例第9条第3項において、住宅困窮順位の決定がしがたい

場合は公開抽選によるというふうに規定しております。

そして、選考委員会には入居者の決定権はないということかというご質問ですが、入居者は町長が決定します。その前段において、先ほど言いましたように、入居者困窮順位というのがありますが、これの判定基準等の意見を述べるのがこの委員会の役割でございます。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） はい、わかりました。では、今まで公開抽選をされていたということですが、当然公開抽選で外れた方が大勢おられるわけなんですけれども、応募はしたけれども外れた方々の中に、過去何回か応募されておられる方もいらっしゃると思うんですが、外れた方々の過去の複数の応募回数ですか、それをちょっと、内訳をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 応募されたというよりも、落選の回数で示させていただきますと思いますが、過去の公開抽選で落選された方の応募回数ですが、平成7年以降の募集につきまして、複数回落選された方が合計42名おられます。その内訳といたしまして、最高で7回の方が1名、続いて4回の方が4名、3回の方が11名、2回の方が26名となっております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 7回落選しておられるということは、7回応募されておられる方だという解釈でもって私は話をさせていただきますが、7回、4回、3回と応募されている方がいらっしゃるということなんです、7回応募されている方は、過去7年間以上色んな事情で、また4回、3回の方はそれぞれ4年間、3年間以上住宅困窮され続けておられるんだと思うんですけれども、平成14年の第4回の定例会の一般質問の中で、同じように町営住宅の問題を質問されておられまして、その中で、「複数回の応募者には、何か別枠なり設けて優先している県があると聞いた」とおっしゃっています。それに対して当時の都市建設部長は、確かめると答弁されておられます。

そこで、お尋ねしますが、近隣行政区である程度の複数回応募者に、別枠を設けて優先しているところはあるですか。また、あれば、どのようなシステムをとっておられるのか、お聞きします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。



○都市建設部長（北村光朗君） 複数応募者に対する優先についてでございますが、奈良県内では、これを実施されている公営住宅はなく、隣の三重県、こちらでは県営住宅において、連続落選者に対する優遇措置を設けておられます。このシステムについてでございますが、対象となるのが、直前連続3回の抽選に落選された方とされておりまして、別枠という形ではなく、一般枠での抽選をされるわけですが、抽選の際に、その申し込み者の番号、この番号の書かれた抽選の玉を1つ増やして抽選されているということでございます。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありましたんですね。3回以上の応募者には、入居出来るチャンスが1回多くもらってもらうということで、その方達に必ず入居させるということではないという意味で、必ずしもその優先されているというわけではないと私自身は思うんですが、この三重県の制度なりシステムについて、斑鳩町ではどのように考えておられますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 三重県の場合、管理戸数が4,315戸と、非常に多く、そして募集の状況はといいますと、年4回の定期募集がなされておりまして、1回当たりの募集戸数も70戸程度と、我が町に比べて非常に多いです。そういったことから、平成15年1月から、この連続落選者に対しまして優遇措置をされていると聞いているところでございます。

一方、当町での募集は、不定期でございまして、概ね年1回程度でございますが、募集回数、そして1回の募集戸数が3戸程度とかなり戸数も少なくなっておりまして、公募する時点の状況等を鑑みますと、他の応募者と住宅困窮度を比較すると、そういったことでは不公平が生じるものと考えております。また、募集につきましては、募集時点における住宅の困窮者を対象とした一般募集でもございますことから、入居資格に基づき申し込みをしていただいているところでありまして、過去の落選回数で優遇すると、そういう性質のものではないと、そのように考えておりまして、現時点では優遇措置を設けるということは困難であると、そのように考えております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 三重県では年4回の定期募集で、1回当たりの募集戸数も約70戸程度と多いことからこのシステムが出来たということだと思っておりますけれども、町の答

弁では。斑鳩町では、年1回程度で、募集戸数も少ないから出来ない、難しいということですが、なぜなんですかね。平成14年の答弁では、研究してみたいと当時の都市建設部長言っておられますが、どのように研究されたんですかね。なぜ、年1回の募集だと出来ないんですか。なぜ、募集戸数が少ないと出来ないんですかね。要は、やる気のあるなしじゃないんかと思うんですけども、公募した時点の状況を鑑みると、他の公募者と住宅困窮度を比較すると不公平が生じると今言われましたけれども、年1回程度だからこそ、また募集戸数が少ないからこそ、先ほどの例でとりますと、7年間以上も住宅困窮の環境におられる方と、ことしそのような環境になられた方と同等に見る方が不公平なんじゃないんかと思います。

先ほどからの答弁で、落選回数という言葉を使っておられました。これは単年度的な考えが根底にあるからだと思うんですけども、だからそのような言葉が使われるんだとは思うんですけどもね。また、先ほどの答弁で、募集時点における住宅困窮者を対象とした一般募集だからということで、ほかの要因を加えることは不公平であるというふうなことだと思うんですけども、なるほどそういうふうに単年度的な考えでいくと、落選回数を考慮することは優遇措置を設けるという考えになるわけなんだと思うんですけども、私が言っているのは、落選回数ではなく応募回数と言っているんです。単年度じゃなく、全体を通して応募回数が多いということは、先ほども言いましたように、それだけ住宅困窮の環境が長いということなんですね。応募した全部の年度を通してみた場合、ことしそのような環境になられた方と、複数年そのような環境の人と同等に扱う方が不公平だと考えるわけなんですけれども、斑鳩町の町民憲章にも、「知恵と力を出し合い、住みよいまちを築きます。」とうたわれていますが、単年度の立場だけの判断ではなく、全部の年度を通じた立場になって判断していただく。例えば色んな要因を点数化して、何点以上の方には必ず、入居というんじゃなくて複数回のチャンスをつくるとか、選考委員会の方々にも提言していただいて、知恵と力を出し合って、両立場を通じて不公平感の少ないシステムを築き上げていただきたいと思います。そのことを強く要望して、次の質問に入らせていただきます。

次は、学校通学路についてお伺いさせていただきます。

朝からの教育長のご答弁の中にもありましたが、教育委員会では、毎年学校通学路の安全面について、危険箇所はないか点検をしていただいております。感謝しているPTA会員も多くいらっしゃると思います。ことしも、安全点検を実施していただき、また

各校校区内に分かれてそれぞれ調査していただきましたが、安全点検日に当日指摘された危険箇所のその後の結果についてお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 質問者もご承知いただいていますように、今も申されておりますように、通学路につきましては、現在使用されている道路、生活道路としての使用されている道路のうちで、それぞれの通行量等勘案しながら、幾つかのコースのうちから最も子ども達が登下校するのに安全であると考えられるコースについて指定をさせていただいているものでございます。

そうした中で、改良するところで、児童生徒の通学上の安全性を向上させることを目的といたしまして、今も申されておりますように、毎年8月に通学路の安全点検を実施させていただいております。この安全点検には、小中学校の先生方、あるいはそれぞれの小中学校のPTAの代表の方、それと教育委員さん、そして教育委員会事務局のメンバーで通学路の安全点検を実施いたしまして、町内の通学路とその周辺の溜池、河川などの安全点検を実施いたしているところでございます。

ことしの8月7日に実施いたしております本年の点検箇所につきましては、31カ所を点検させていただきました。そのうち、改良等を行う必要があるというふうに思われるものが27カ所でした。その27カ所につきましては、教育委員会から役場の各それぞれの担当課を通じまして、関係機関にも協議を行っていただきまして、今日までにそのうちの6カ所につきまして改善をしていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。教育委員会から役場内の各々の担当課に連絡いただいているということですのでけれども、それはいつごろ、8月7日に安全点検日があったということで、それから後いつごろ連絡していただいていますか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 連絡先につきましては先に申し上げておきたいと思いますが、カーブミラーとか、それから白線、看板等につきましては、建設課の方をお願いをいたしております。それから、横断歩道、信号機につきましては、環境対策課を通じまして公安委員会、警察の方に依頼をいたしております。それから、溜池のフェンスとか、あるいは水路の蓋等につきましては、観光産業課を通じまして水利組合へをお願いをしているところ

でございます。

こうしたお願いにつきましては、8月7日に安全点検を実施いたしました後、各補修箇所をまとめまして、8月20日前後に各関係課に通知をさせていただいているところでございます。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。それでは、連絡先にそういうふうなことを連絡しているということで、例えばカーブミラーの新設や歪み、白線や停止線、または足型の新設やとか薄れ、標識、看板の新設や歪み、そういうふうなのが木の枝等で見にくいものについてどのような対応をさせていただいておるのか、担当課の方からちょっとご答弁をお願いします。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） ただいまのご質問の担当は私の部の建設課で担当しておりますが、カーブミラーの設置、補修、そして白線、標示看板等の交通安全施設についての対応ということで、まず本年の点検の結果につきまして、建設課の所管する事項について、全14項目の指摘がありました。この中で、6項目については完了しておりますが、残りの項目については、今現在順次整備していくよう努力しておりますところでございます。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 順次やっているということなんですけれども、それはどういうふうなことですか。例えば、カーブミラーの新設については、どのように対応していただけてますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） 防護柵等につきましては、5カ所のうち2カ所が済んでまして、それ以外に、先ほど申し上げましたことについてもこの際説明しておきますと、樹木のはみ出し、これについても2カ所の指摘ございまして、これは2カ所とも完了しております。道路の修理、穴ぼこであるとか、そういったいろんな修理がありますが、これは2カ所のうち1カ所が終わっております。そして、路側帯、白線ですね、これについても5カ所の指摘をいただきまして、1カ所については終わっております。したがって、残りのところにつきましては、今後順次整備するよう努力していきたい、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 出来ることからやっただいていてということ、誠にありがたいことだと思います。

では、横断歩道、信号機等につきましての新設や薄れ、また木の枝等で見にくいものについては、どのような対応をいただいておりますか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 信号機の設置等につきましては、窓口として環境対策課の方で担当させていただいております。これにつきましては、色々通学路の安全点検だけではなく、信号機の設置で周辺の住民の方等からもご要望をいただく中で、まず環境対策課の方で交通量とか人の流れ等を調査をさせていただきまして、所轄の警察の方へ要望をさせていただいているという経緯がございます。

ただ、ご質問いただいております8月7日に点検をされて、その中で信号機という形のもので2カ所いただいていると思っております。

まず1つ目は、斑鳩小学校区内での、議会でも一般質問をいただいております168号線の河藪橋の交差点のところでの信号機の設置についてでございます。これにつきましては、一般質問でもお答えをさせていただいておりますように、交差点の状況等を考えますと、信号機の設置というのはかなり難しいのではないかと。これにつきましては、平成8年から信号機の設置の要望を担当課を通じて警察の方へさせていただいているという状況でございます。

次に、西小学校区のところ、塩田橋の交差点でも信号機の設置ということで、安全点検の方でもご要望があったところですが、これにつきましても、平成11年から信号機の設置ということで警察の方へ毎年要望をさせていただいておりますけれども、まだ現在設置がされておらないというような状況になっております。

ただ、これ以外に、信号機設置以外に、交通規制ということで、東小学校区のところ、いただいておりますと思うんですが、これにつきましては、現在時間帯の通行規制ということで、所轄の警察の方へ要望をさせていただきまして、警察の方で公安委員会の方へ町の要望を取り上げていただいております。今現在その周辺の交通状況等を調査されているような状況になっております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） ありがとうございます。それぞれにご苦勞をおかけしておるわけなんですけれども、保護者の方は、夏休み中の安全点検であれば、新学期になって改良

なり新設なりされていると思われている方が非常に多いんですね。だから、9月になっても、従来と同じ状態であれば、何や、役場は何もやってくれへんと、こんな声も、会長をやっておりましたらよく聞かれました。先ほどお伺いしたとおり、教育委員会からそれぞれの担当課に、また担当課では各関係機関と協議なり、また各課で出来るものについてはやっていただいているわけなんですけれども、それが保護者に伝わっていないと。私が質問受ければ説明はするんですけれども、大多数の保護者には伝わらないのが実情であります。せっかく、児童生徒のためにやっていただいているのに、保護者に理解されていないというのは、何とも悲しいことだと思うんですけれども、これ、どうでしょうか。安全点検の後、こうこうこういう指摘箇所がありました、このように処理しました、またただいま協議中であると、そういうふうなことを広報等で保護者、住民に知っていただくというようなことを考えていただけませんか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 大変ご心配いただいて申しわけありません。PTAの皆さん方にも、半日間回っていただいた後結果報告されてないということで、大変申しわけなく思います。今、申しあげましたような内容につきましては、早急にそれぞれの学校のPTAの方に報告をさせていただいて、保護者の皆さんに周知していただくようお願いをしてみたいというふうに考えております。

また、広報を使つての周知ということでございますが、これについてはまた十分今後検討をさせていただいて、出来る限りの情報を住民の皆さん方にご提供するように努力していきたいというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 1番、嶋田議員。

○1番（嶋田善行君） 考えていただけるということで、誠にありがとうございます。町、地域、学校、保護者が協力し合って子ども、生徒達を守り育ていかなければなりません。お互いがそれぞれ理解、信頼し合うためにも、是非共お願いしたいと思います。

それと、各課ですぐにでも出来ることについては、9月の新学期からより安全に通学出来るように、8月中には必ず対処していただきますようお願いいたしまして、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（森河昌之君） 以上で、1番、嶋田議員の一般質問は終わりました。

続いて、13番、木澤議員の一般質問をお受けいたします。13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） それでは、通告書に基づきましてご質問をさせていただきます

。

まず1点目の、ジェネリック医薬品（後発医薬品）についてですが、以前にも一般質問がされていますが、これは先発医薬品、つまり新薬の特許が切れた後に、厚生労働省の承認を得て発売されている薬であり、新薬と成分や規格などが同じでありながら、より安い値段で売り出されている薬です。どのくらい安いかといいますと、実際にジェネリックで置き換えが可能な医薬品をすべて置き換えたとしたら、日本の薬剤費6兆円のうち、1兆円は節約出来ると言われていています。さらに言いますと、新薬の特許期間が満了するまでの20年から25年という長い期間にわたって多くの使用実績や安全性の報告がされており、発売されて間もない新薬と比べて、効き目や安全性が十分確認されたものであると言えます。医療先進国の欧米では、医療費の抑制は早くから重要課題となっており、各国で何らかの抑制策が講じられており、日本でも今後ますます進んでいく高齢化社会において、医療費の抑制は避けて通れない問題であります。

そこで、国や地方自治体の財政と患者負担の両方を抑える有効な手段として、ジェネリック医薬品の普及が今強く求められていると感じております。実際に、アメリカ、ドイツ、イギリスなどでは、導入され、既に市場シェアの50%近くを占めており、高い普及率をほこっています。日本でも、厚生労働省が使用を促進するなど、最近では、私は実際に見たことはないのですが、テレビCMで放送がされたり、一部の医療機関では、パンフレットを置くなどの取り組みをされているようですが、国内での普及率はまだまだ低く、日本では11%ぐらいのシェアしかないのが現状であります。

そこで、先ほども、以前にこの問題について一般質問がされていると申しましたが、ジェネリック医薬品の普及をヨーロッパの50%並みに引き上げたら斑鳩町の保険医療にはどう影響するかという質問に対し、国民健康保険では約5,000万円、老人保健では約7,000万円の節減が出来る計算だということで答弁をいただいております。町としても、ジェネリック医薬品普及の必要性を認識していると思うのですが、その後町として、ジェネリック医薬品の周知について、検討や医療機関への要請といった取り組みはされているのでしょうか。

さらに、現在町内の医療機関でジェネリック医薬品、ジェネリック製品に取り組んでいるところはあるのでしょうか。あるとすれば、何%ぐらい使用率があるか、お答えいただけますか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 県下の近隣の公立病院なんかでもジェネリック医薬品が採用されるということで聞き及んでおりますけれども、県立三室病院におきましても、県自体がそういう後発のジェネリック医薬品の使用をするように指導がされているようにも聞いているところでございます。しかし、医師の考え方もあって、低い使用状況にあるというように聞いております。

また、町内の医療機関でのジェネリック医薬品の使用状況でございますけれども、この医薬品が医院の経営等、それと医師の判断等にもよって使用されますことから、複数の医院で少し使用されている程度であるということで聞き及んでおります。どれだけの率で使用されているかというところまでは、算出しがたいようなお話でございましたので、パーセンテージのお答えはご勘弁をお願いしたいと、このように思います。

また、厚労省の方でも、色々ご検討をされてこの後発製品の医薬品の使用等の考え方も打ち出されておるところですけれども、今年の3月に閣議決定をされまして、医療保険制度体系及び診療報酬体系に関する基本方針の中におきまして、薬価を見直す項目が入っております。これを受ける形で、中央社会保険医療協議会、中医協と申しておるんですけども、その薬価の専門部会におきまして、ジェネリック医薬品のあります先発品の薬価改定の対象が拡大されることがこの基本方針案に盛り込まれるというような情報も町としては得ているところでございます。

こういうことから、新しい病気や今まで治療出来なかった病気を治すための新薬と効果が、質問者も申されてますように、同じでありながら、医療費等患者の自己負担を抑制することが出来ますジェネリック医薬品は、必要に応じて使い分けていくことが重要であろうかと、このようには考えております。しかし、現段階では、医療機関とか医師の判断が尊重をされるということの中で、ジェネリック医薬品を取り巻く環境も、徐々にではございますけれども、変化しつつあるのではないかと、このように思っております。

一保険者としての町の方途、対策といたしましても、町の医師会の方に、1年に1回ですけれども、懇談をさせていただく機会がございます。こういう機会をとらえまして、町の医師会の方にも後発医薬品の使用についてのご相談も申し上げていきたいな、このように考えております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長から答弁いただいたんですけども、中医協の方、確かにそのように方針が出されておきまして、薬価の方が引き下げられるのと同時に、並行



でジェネリック医薬品の方も進めていくということが有効ではないかというふうに、その中医協の記事が週刊朝日にも載っておりまして、私もそのように思います。

そして、町内の病院での割合はどの程度使っておられるかということで、数字まではわからないということで、答弁ではちょっとということにして、まだまだ普及としては斑鳩町では全然されておらないということですが、実際にサラリーマンやお年寄りの本人負担が引き上げられており、薬を定期的に服用されているお年寄りにとって、日々の薬代は深刻な問題であります。高血圧の患者さんの場合だと、新薬とジェネリック医薬品を使った時では、年間で5万円以上も差があるという例も出ております。

このことから、ジェネリック医薬品の早い段階での普及を目指し、部長の方からも、年1回医師会に話をすると、促進を促すということも言っていただけていますが、町としても町民に対して周知していく、こういった取り組みが求められるものであると思います。

具体的に言いますと、町の発行しております保健だよりなどで、町民にも周知していくとともに、また町から県や国に対しても強い取り組みをしてほしいという要望を上げていただきたいと思いますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当然、県の方に対しましてもそういう形で、県の取り組みといたしましてもされておられる中で、今質問者も申されているような形での県への働きかけというのはしていくことも可能であろう、このようには考えております。

また、住民の方々に対してのPRということで、保健だより等の活用というようなお話もございますけれども、単にジェネリック医薬品のPRというような形になり得ないような状況の中で、掲載の仕方を考える中で、そういう形での住民の方々への周知というのはやっていくことも可能であろうかな。2つの特別会計、国保と老健の特別会計の厳しい財政状況の中でそういうお話もする中で、住民の方々へこういう医薬品もございませうというようなPRは可能かなというような形では考えております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 部長の答弁で、普及に力を入れていただくということで、私の方も認識をさせていただきたいと思います。町として、行政として、患者と行政の財政も助かると、どちらにも有効な手段であり、是非前向きに取り組んでいただきたいと思ひます。

では、2点目の乳幼児医療費についてですが、近年少子化が進む中、出生率低下の理由

として、子育てにお金がかかり過ぎるという経済的要因が強く、就学前までの子どもの受診率は、働き盛りの大人に比べて2倍から3倍高くなっているというのが実態であります。私の友人にも、2歳と4歳になる子どもがいて、アトピーやアレルギーがひどく、しょっちゅう病院にかかっており、その治療費だけでもとんでもない金額になるという話をよく聞かされます。また、子どもの病気は、回復も悪化も早いという特徴があり、早期治療が大切です。しかし、ちょっと熱があるけれど、治療費が嵩むので今回は病院に行くのを我慢したなどと、一歩間違えれば重症化してしまう状況にありながら、受診を抑制してしまうといったケースも多く、子育て世代の家庭において、乳幼児医療費の無料化拡大を求める声は深刻です。

そして、今、そういった声に応え、地方自治体における乳幼児医療費の無料化の拡大が全国的に進んでおります。現在、斑鳩町では、4歳未満児までの乳幼児医療費を無料化、さらに歯科、入院では就学前まで無料化を実施されていますが、厚生労働省の統計によると、2002年4月の段階において、875の自治体が就学前までの乳幼児医療費無料化を実施しています。また、資料は異なりますが、2003年7月の時点で、市町村においてわかっているだけでも、小学校卒業までが10、中学校卒業までが28、高校卒業までが2と、こういった小学校卒業や中学校卒業まで無料化しているところもあり、こういった先進的な自治体を参考にしながら、斑鳩町でも無料化の拡大に力を入れて取り組むべきだと感じております。

また、近所では、すぐお隣の平群町が6歳未満児まで乳幼児医療費を無料化しており、平群町の住民に大変喜ばれており、さらにはそれがあるために平群町に引っ越してきたという方もいると聞いています。また、これは県外になりますが、岐阜県の笠松町という人口約2万2,000の町ですが、医療費無料化を、6年前に小学校卒業まで、4年前からは中学校卒業まで拡大しました。その結果、それまで減っていた人口が、6年前からは徐々に増え始め、現在では出生数も、年間180人前後だったのが250人前後まで増えています。このように乳幼児医療費を拡大しているところでは、人口が増え、出生率も上がるといった実績が出ています。

斑鳩町も近年、増えると予測されていた人口が減ってきており、また少子化に歯止めがかからない現状を打開するため、乳幼児医療費の就学前までの無料化を早急に進めるべきだと考えますが、町の見解をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 当町におきましては、児童の育成支援対策の一環といたしまして、一部県の補助を受けながら、乳幼児医療費の助成事業を実施をしているところでございます。平成7年度からは、その対象年齢につきましても、それまでの3歳未満から、今質問者も申されましたように、町独自で4歳未満まで引き上げをさせていただいております。また、平成8年度には、県の補助事業では所得制限がございますけれども、その所得制限も撤廃をいたしまして、4歳未満のすべての児童を対象にしているところでございます。さらに、乳幼児の歯科の関係、入院した場合の予期しない支出等を考慮いたしまして、さらなる子育て支援の充実を図るという考えから、平成14年の4月から、4歳以上就学前までの児童を対象にいたしまして、歯科と入院についても助成の対象を拡大をさせていただいているところでございます。このように3歳以上の幼児を助成の対象としているところにつきましても、一例として平群町の例を挙げていただいておりますけれども、奈良県下では本町を含めまして8市町村に止まっているというのが現状でございます。

これに係ります県の補助につきましても、所得要件の非該当者分や一部負担金の助成、そして3歳児以上の医療費助成というように、町の単独事業として実施をしているところでございます。総事業費に占めます県費補助の割合というのは、3割にも満たないというのが実情でございます。

このように、県下の実施状況とか町の財政状況も勘案する中では、今質問者が申されます対象者の拡大というところは、現段階では考えてはおらないということでご理解をいただきたいと思います。ただ、今後は県の方に、こういう対象年齢の拡大というのを強く要望、働きかけをしていくということでご理解をいただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） ただいま部長の方から、拡大に対しては今考えておらないと、県に対して要望は強くしていきたいという答弁をいただいたんですけども、確かに厳しい財政状況の中、財源の問題が問われるのですが、国の施策として、昨年の10月から3歳未満児の自己負担が3割から2割に軽減されました。しかし、既に3歳未満児では、全国的にも各自治体で無料化がされており、このことによる父母の負担は変わりません。したがって、これは、自治体の負担が軽減されたものであります。

では、実際に斑鳩町では、昨年10月から3歳未満児の自己負担が軽減されたことにより、ことしの10月までの1年間で町の負担額を計算しますと、前年度と比較してどのよ

うになっているのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 今、申されてますように、平成14年の10月から3歳未満児にかかります医療費というのは、3割から2割負担となっているところでございます。平成13年度と14年度を比較をいたしますと、平成13年が総事業費で約2,707万円、平成14年は2,169万3,000円ということで、約530万円ほどの減少と、総事業費ではなっているところでございます。そのうちで、町の負担分が、平成13年度が1,752万2,000円で、平成14年は1,447万6,000円ということで、約で申し上げますと300万円ほどの減少というような形になっております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、答弁で約300万円とありましたけども、304万6,000円なので、約305万円の軽減ですね。今回のこの施策に対しまして、厚生労働大臣も国会の中で、自治体がこれまで負担していた分は、その他の少子化対策に回ると、このように答弁されていることから、自治体における子育て支援の施策をより前進させるための軽減であり、この305万円を今最も住民要求の強い子育て支援の施策の一つである乳幼児医療費の無料化拡大につなげるべきだと思います。

また、平成13年6月議会の一般質問で、同じように乳幼児医療費無料化の拡大が取り上げられているのですが、その中で中井部長は、乳幼児医療費の対象枠を就学前まで拡大すると、4歳、5歳、6歳で約800名が対象になり、年間約2,000万円の経費が必要になると予想していると答弁をされています。これは、若干上がっているかもしれませんが、現在においてもほぼ同様の数字になるのではないかと思います。

しかし、その後、斑鳩町では歯科と入院については、町の単独事業で既に就学前まで無料化していますので、今乳幼児医療費を就学前まで無料にしようと思うと、当初予定していた2,000万円から、既に実施されている4歳、5歳、6歳の歯科診療費と入院費を引かなくてはなりません。では、平成14年度において、4歳、5歳、6歳で歯科と入院合わせて年間幾らの経費がかかっているのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 円単位までのお答えをさせていただくのがいいのでしょうか。それとも万で。ご質問いただいております4歳児から就学前までの歯科と入院に要しました14年度の経費といたしましては、約325万円の事業費ということでございま

す。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） そうすると、当初予定していた2,000万円から既に実施をされています歯科、入院費325万円を引いた金額、1,675万円が、今、乳幼児医療費を就学前まで拡大するのに必要な金額であります。これを、例えば就学前までとはいかななくても、対象枠を5歳未満児まで、対象年齢を1歳引き上げようとする、4歳、5歳、6歳で1,675万円なので、単純計算で3分の1にすると、約558万円です。ここから、国の制度改正による町負担軽減分の305万円を引くと、253万円となり、かなり大雑把な計算ではありますが、計算上250万円から260万円あれば、いきなり就学前までとはいかななくても、対象年齢を1歳引き上げるという点では、十分に検討の余地があるのではないかと思います、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご指摘をいただいておりますように、確かに計算上はそういう形で成り立とうかと思えます。ただ、私どもといたしましては、こういう状況、今の財政状況を考える中では、当然歯科と入院のところまで拡大するに当たりまして、こういう形で検討をも行う中で、一応当分の間はこの歯科と入院で考えをさせていただくということで、以前にも一般質問のご答弁をさせていただいた経緯もございます。そういうことで、今の段階で、質問者もご指摘をいただいているような考え方についての検討ということにつきましては、我々としては考えておらないということでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、私が申し上げましたように、250～260万で対象年齢が1歳拡大出来るという計算上は成り立つということは認めていただいたと思います。これにつきましては、来年度になりましたら、また305万円負担が、町で負担だった分が浮いてくると、このように考えられますので、対象年齢の引き上げにつきましても、早い段階で実施が出来るのではないかと、このように思っております。

また、先に紹介しましたように、乳幼児医療費無料化の拡大によって、人口や出生率が増えている、こういった実績も出ていることを含めまして、少子化対策として早急に検討をし実現を図っていただくよう強く要望しておきます。

続きまして、現在町が助成をしている幼児医療費において、医療機関にかかる時に、一部窓口払いが必要になっているのですが、この窓口払いをなくしてほしいという声を聞い

ています。せっかく乳幼児医療費を無料化しているにもかかわらず、病院にかかるのに一旦支払いをしなければいけないがために、月末などのお金がない時に病院にかかることが出来ない。また、手続をしても、3カ月たたないとお金が返ってこないのも、非常に困るなど、事態は深刻であります。こういった父母の声に応え、窓口払いをなくすことは出来ないかと思うのですが、この件に関してはいかがでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） ご質問者も言っていただいておりますように、乳幼児医療の一部負担の助成の方法でございますけれども、健康保険の種類によりまして取り扱いが異なっているところでございます。1～2歳児につきましては、町国保、県内の管轄政府管掌健康保険や共済組合、県内に主要な事務所を有します健康保険組合などは、県内の医療機関の受診につきまして現物給付を行っているところでございます。また、3歳児以上につきましては、町国保、政府管掌健康保険などは、町内の医療機関の受診について現物給付を行っております。

この制度というのは、もともと償還払いというのは原則でございます。それと申しますのは、健康保険が高額療養費や付加給付を自動給付している際の二重給付を防止をしていく調整が必要となっているためでございます。これを現物給付化いたしますには、保険者、そして医療機関、審査支払機関、市町村が保険給付と助成金の支払いについて一定のルールで運用するという合意も必要となってきます。そのため、全国の健康保険組合とか医療機関を対象にしました一律の取扱いは非常に困難でございます。やむを得ず今現在現行制度で運用をしているということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 部長の今答弁いただきましたけれども、国保に関しては町で出来るところでは無料化しているということですが、この窓口払いをなくすという点におきましても、全国の自治体で取り組みが広がっております。近隣では、王寺町と平群町が、それぞれ対象年齢は異なりますが、幼児が町内の医療機関にかかる時は、窓口払いをなくしており、幼児3歳から6歳まで窓口払いをなくしている平群町では、実施前と実施後では、受診件数の内容に大きな変化がありました。

全体の受診者は、平成12年度4,393人から、平成13年度2月までで4,514人とそれほど変わっておらないのですが、町外受診者が2,916人、これは66.4%、それから2,237人、49.6%と大きく減少しております。逆に、町内受診者は、

800人増えまして2,277人、50.4%と激増しております。町内受診の窓口払いをなくしたことから、このような変化になったと考えられておるのですが、この結果を見てもわかりますように、斑鳩町でも、小さい子どもを持つ多くの父母が待ち望んでおり、出来るところから少しずつでも実現していくべきではないかと考えております。

しかし、部長も先ほど答弁の中で、二重払いにならないようにという、少しでもやはり町の財政を助けようというところから、この制度の性質上、国や県での取り組みが求められるという面も確かにありまして、国や県に対して強く要望をさせていただきたいのですが、先にも述べましたように、子どもの病気や怪我は早期治療が求められ、待つてはくれません。また、近隣の町で制度に踏み切っているところもあり、そういったことも含めまして、今後十分に検討していただきますよう要望しておきます。

それでは、続きまして、地域経済の活性化ということですが、長年続く不況も回復の兆しが見えず、公共事業への依存や大企業誘致という従来のやり方が行き詰まる中、地方自治体において、地域の資源や特色を生かした地域経済活性化に向けての模索や取り組みが全国で広がっております。斑鳩町におきましても、地域の特色を生かした経済の活性化が求められており、斑鳩町の特色としては、やはり世界文化遺産の法隆寺をはじめとする数々の名称を持つ観光地であることをアピールした観光の振興により、観光客を増やすことで町内産業や商店の活性化につながるのではないかと考えております。

そういった意味で、1番の観光産業の振興とさせていただいているのですが、以前にも一度一般質問の中で、観光の振興を図るに当たり、地元住民や商店の方の声を聞き、観光ルート整備に当たっていただくように要望をしていたのですが、その時の北村部長の答弁では、直接住民の声は聞いていないということでしたが、その後何か改善は図られているでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） これまで住民の声を取り入れた観光事業を展開していなかったということなのですが、今後この観光事業を遂行していくに当たりましては、住民等のアイデアの提案がなされれば、それは今後参考にしながら、当然そういうこととなりますと、費用も必要なことでもございますので、予算措置も含めた検討をしてみたいと、このように考えております。

それと、現在、今年度ですが、観光振興計画というのを策定中でございますが、これにつきましても、各種関係団体や町政モニター、それから観光ボランティアの方々の意見等

も参考にしながら策定すべく現在作業を進めておるところでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 住民の声を聞くということに関しまして、今後検討をしていくという答弁をいただいたんですけども、平成14年の12月議会で、前喜多議員の商業活性化計画に向けてという一般質問の中で、商工会の協力を得て292店舗を対象にアンケートを行ったとされています。私の質問では、観光ルートの整備に当たってということだったので、アンケートの趣旨が違うため、声は聞いていないという答弁に終わってしまったと思うのですが、以前にそういったアンケートを実際に実施しているならば、今後につきましても、観光の振興による地域経済の発展という観点から、観光ルートの整備や基本計画の策定に、地元住民や商店の方の声を取り入れていただくためのアンケートの実施を検討していただきますよう要望しておきます。

また、町の第3次総合計画の中でも、観光の振興の基本方針のところ、観光の現状や変化するニーズを把握し、今後も観光振興の方向性を確立するとされているのですが、先ほど部長の答弁でも、観光振興の基本計画を策定するとおっしゃっておられましたが、9月議会の決算特別委員会の中でも要望があったと思うのですが、観光客数の把握は今の状態では、観光の現状やニーズを基本計画の策定に反映出来ないのではないかと考えていますが、町としては今後どのような基準をもって観光客数を把握していくつもりでしょうか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、現在の斑鳩町の観光客数の算定方法なんですが、これは法隆寺の参拝者数、そして観光駐車場の駐車台数、民間駐車場の駐車台数等を計算基礎にしながら算定しております。しかし、これは法隆寺西院伽藍へ拝観されない観光客、そして法起寺周辺、竜田川へのハイカーなどは、把握が困難な状態であり、その数に含まれていないのが現状でございます。

基本的な算出方法というのは決まっておらず、他市町村での観光客数の算定方法につきましても、それぞれの市町村で独自に考案されており、当町と同様に推測であるとのことでございます。例えば、ある市町村によりましては、普通乗車券の販売数をもって、それを鉄道利用の観光客数としているようなところもございます。

そういったことで、今後どのような算出方法が当町にふさわしいのか、各観光地における関係市町村の観光客の把握方法も参考にしながら、今後観光客の算定方法については改めて検討をしていきたい、このように考えております。



○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 今、部長の方から、今後他の市町村も参考にしながら観光客数の把握の基準を決めていくという答弁をいただいたと思いますが、規模はこれは違うのですが、同じように観光の振興に力を入れております奈良市の資料を見せていただいたのですが、奈良市では、早くから一般の方、外国人の方、修学旅行生、そして宿泊か日帰りか、さらには交通手段では、JR、近鉄、自動車と分けて表にして、細かく分析をされております。これは、先ほど部長がおっしゃられましたように、電車での半券を使った曖昧な客数の把握だというふうにおっしゃっておられましたが、私もそこまでは確認しておりませんので、確かな数字かどうかというのはわかりませんが、また、奈良市では、観光を非常に高い位置づけとして取り組んでいることから、斑鳩町の観光にとっても研究の価値があるのではないかと思いますので、参考にしていただきたいと思います。

それでは、続きまして農業の振興についてですが、現在日本の食糧受給率は約40%と、6割を外国の農産物の輸入に頼っており、地方自治体において農業を根幹産業として位置づけ、見直し始めているところが増えております。そしてまた、その地域でとれたものはその地域で消費するといった地産地消の取り組みが進んでおります。斑鳩町でも、自校方式の学校給食に地元でとれた野菜を使っておられるのですが、地産地消に強い取り組み姿勢を見せておられます。

また、町内でよく無人で野菜を売っているところを見かけるのですが、先日中央公民館で産業フェスティバルが開催され、私も参加させていただいたのですが、その時に、町内農家の皆さんが野菜を持ち寄って売っていたと思います。ああいった形で、町民が楽しく交流を持ちながら野菜を売ることが出来る場所が常に提供出来れば、町内の農業の活性化につながるのではないかと思いますのですが、以前に一般質問の中で、1点目は、JAと農家組合が協力して朝市を行っているので、町としてもそれに積極的に協力して取り組むべきであるということ、これが1点と、2点目は、お隣の平群町では、道の駅を作り成功をおさめていることから、斑鳩町としても取り組んでほしいというこの2点の要望が出されていたと思うのですが、どちらも町内の農業振興を前進させる取り組みだと思うのですが、これら2点の要望に対し、現在どのように検討されているのか、お聞かせください。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） まず、朝市の関係でございますが、農産物直売として長年にわたり、毎週日曜日に町営駐車場の隣で催しをされております。そしてまた、龍田地

区におきましても、JA龍田支店前で農協の女性部の方が、毎月7日と27日に農産物の直売をされております。そして、最近では、シルバー人材センター内でも実施されているところでもあり、その他町内各地で個人の方が自分ところでとれたナシやカキ、ブドウ、イチジク、イチゴ、黒大豆、そして加工食品等の直売をされている状況でございます、これに対する町の関わりですが、これはすべてではないんですが、先ほど申し上げました法隆寺、そして龍田地区の朝市、これに對しまして農業振興会を通じ助成を行っておるものでございます。

そしてまた、地産地消ということで、学校給食等への食材提供についても、平成8年度から季節感のある新鮮な野菜等を、町が農業振興会と調整をしながら、保育所、小中学校へ直接の生産者から納品をしていただいております、地産地消に努めておるところでございます。今後も、新たな販売開拓に取り組んでまいりたいと考えております。

そして、次に、道の駅に関してでございますが、これは、道の駅というのは、町としてやるのであれば町の大きなプロジェクトになるということでございますが、まずそういったことについて基盤整備というのが、我々の部の担当になるのかと私は考えておりますが、現時点でその具体の計画であるとか、検討に入るといふ状況には至っておりません。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） まず、朝市の件ですけれども、私が調べた段階では、町営駐車場のところしか把握しておらず、現在シルバーと龍田の方でやっておられ、町としても調整をいただいているということなので、引き続きまして助成の方にも力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

そして、道の駅に関してですけれども、確かに大きなプロジェクトとなり、費用に関しましても大きな費用がかかると思いますが、実際に平群町でやっておられて、地元の方に喜んでいただく、プラス雇用を生み出していると。そういうことに関しまして、今は全然何も考えていらっしゃるかもしれませんが、今後研究の余地があるのではないかと、このように思っております。

そしてまた、朝市をされている、それを助成していただいているので、もともと1カ所で農家の方が集まって野菜を売って楽しく交流出来る場があればいいなと思っていましたので、道の駅とまで大きい取り組みにしないで、どこか町で1カ所でまとまってそういうことが出来る場所を提供出来ないかどうか、これに関しても検討をいただきたいと思います。

それでは、続きまして3番の住民の声を取り入れた取り組みということですが、これまでに観光産業、農業の振興についてということで質問をさせていただきましたが、地域経済の活性化を図るには、まず地域住民の声を聞くことが大切であり、それがその地域の人々が持っている力を引き出すことにつながり、またお互いが交流し合うことによって信頼、協働の関係が生まれ、住民参加のまちづくりが出来ると確信しております。

また、そういった取り組みが広がる中、各分野において青年の参加が求められています。先日の朝日新聞で紹介されていたのですが、生駒駅の南側にある商店街で、売り上げの低迷や店主の高齢化に悩む商店街が、商工会議所を通じ新鮮な発想で元気づけてほしいと大学に呼びかけた結果、5つの大学のゼミが応じまして、学生達がアイデアを出し合って、空き店舗を利用した休憩所を開いたり、ミニコミ誌を発行したりして、小さな商店街に若い活気が広がっているというものでした。そして、記事の終わりには、生駒商工会議所の課長補佐は、大学生も商店街を実験室にして学んでほしい、商店街も学生の意見を取り入れて魅力的な商店街になればとくくっております。

この商店街は、商店街全体で売り上げは5年前に比べて3割ほど減っているという状態です。斑鳩町でも、駅前商店街や並松の商店街では、それと同じか、もしくはさらに厳しいといった状態ではないでしょうか。斑鳩町でもそういう取り組みが必要だと思われるのですが、地域経済の活性化について、町内でこういった青年との交流や協働の取り組みをしている団体があれば、わかる範囲で結構ですんで、教えていただけますか。

○議長（森河昌之君） 北村都市建設部長。

○都市建設部長（北村光朗君） わかる範囲でということでございますので、その範囲で答弁させていただきますが、町内にそういった個別の団体があるというのは、私自身は把握しておりません。ただし、町の商工会、その中には商工会青年部というのがございまして、ことしで発足25周年を迎えております。先日もその式典があったところでございますが、そういった中で、今の質問に対応出来る答弁になるかどうか分からないんですが、私自身もその式典に出席した中で、青年部の方々と色々と話をした経緯がございまして、斑鳩町の商業、青年部だけで言えば、発足当時はかなりの部員がおったのが今は10数名というふうに減少している、すなわち斑鳩町内での商店がどんどん減ってきているということかなと思っておったんですが、そういった方々がまだ少人数でありながらも、これから活性化に向けて頑張っているという状況の中で、私自身はそういった方々と色々考えたことを、我々町としても、町の商工振興のためにそれを行政に生かせる部分がひょっとし

たらあるかもわからないので、そういったことについては遠慮せずに町の窓口に来て色々と議論の場を持つやないかと、そういったことを言ったことがございます。

したがいまして、私が把握している中では、斑鳩町の商工会青年部、これについては把握しておりますが、それ以外のそういう青年の団体であるとか、そういったことについては私は存じておりません。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 私も最初そのように予想しておりまして、やはりないのかなという感じしております。しかし、これから斑鳩町を担っていく青年の声を、町の発展に生かすための新たな模索として、今後町が主体となって青年が参加交流出来る場をつくっていただきますよう要望し、提案とさせていただきます。

それでは、最後になりますが、町内美化についてということですが、先日11月10日に河川の美化運動を実施されており、シルバー人材センターの会員さんによる自主的ボランティア清掃活動や、さらには町老連の皆さんが清掃活動に参加され、斑鳩町では住民の皆さんの協力、環境に対する関心は高く、その取り組み活動は素晴らしいものであります。また、職員の皆さんも、環境パトロールをされており、大変ご苦労さまです。これらの町内美化清掃活動によって、良好な生活環境が保たれていると思っておりますが、家電リサイクル法に10月から新たにパソコンリサイクル法が加わった中で、新たに生じているような問題、これはあるのでしょうか。また、不法投棄や河川の汚染の状態など、分析・評価を含めた現在の認識と今後の見解をお聞かせください。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 質問者も申されてますように、平成13年4月から特定家庭用機器のいわゆる家電4品目の適正な処理と、資源の有効な利用を図るために、家電リサイクル法に基づきましてリサイクルが進められております。

このことから、今質問者の方も言うていただきましたように、定期的に町では環境パトロールを行いますとともに、広報紙で排出方法を掲載するなどいたしまして、住民の皆さんに協力の呼びかけも行っているところでございます。そういうことをやりながらも、若干の不法投棄が見受けられるというのが現状ではございます。投棄件数につきましては、年々減少傾向にあると言えるのではないかなと、このようには考えております。

ただ、これらをしていく中で、現状と分析ということでご質問をいただいておりますけれども、我々といたしましては住民の方々にそういう啓蒙、啓発をさせていただく中で、

不法投棄というのは、先ほどもお答えをさせていただいておりますように、減少傾向にはあるということで、皆様方にそういうご理解はいただいているのではないかな、このようには思っております。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 広報などで呼びかけをするなど、不法投棄は年々減っていると答弁をいただきましたが、先の美化運動の際にもパソコンが不法投棄されていたと聞いておりますが、家電リサイクル法やパソコンリサイクル法によって、本来処分にお金がかかるものが不法投棄されていた場合、この場合は町としてどのように対応されているのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 家電4品目だけじゃなしに、不法投棄をされている状態の中で全体でお答えをさせていただきたいと思います。不法投棄をされている現場で、それを、不法投棄をされたその方の実態が把握出来るかどうかというのをまず、この不法投棄をされた物件から確認を行います。そこで確認が出来たならば、所轄の警察の方に連絡を行って対応をしていただいております。その不法投棄をした者の実態が把握出来ない場合につきましては、町の方で収集を行い処理をしているというのが状況でございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 次に、今回のパソコンリサイクル法でも、メーカーが回収しないプリンタやワープロは、今後不法投棄が増えると思われるのですが、それを未然に防ぐ対応策は考えておられるのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 先ほども質問者が申されましたように、クリーンキャンペーンの時にパソコンがあったというようなご指摘をいただいております。15年の10月からパソコンのリサイクル法というのが施行されておりますけれども、13年、14年、そして15年の今現在、11月末現在で、不法投棄等の実態の中では、清流復活大作戦という美化運動時にパソコンとは断定できませんでしたが、パソコンらしきものが1台不法投棄されていたということはありません。

そのような状況の中で、今後そういう形でパソコンが不法投棄をされるならば、当然不法投棄をした者の実態というのは、先ほどもお答えしてまいりましたように、実態把握に努めていくということになります。そして、それが、不法投棄をした者の実態がつかめたならば、

当然それらの不法投棄をした者に対する処理をしていただくというような形になります。

ただ、当町といたしましては、質問者もご承知をいただいておりますように、家電リサイクル法で協会に加入されているメーカーのパソコンであれば、その処理の方法としてはメーカー側に連絡をとってゆうパックでメーカー側へ処理をしていただくこととなりますけれども、協会に入っていない分につきましては、協会は未加入の業者のパソコンであれば処理をしないということになっております。ただ、そういうことがありますので、当町といたしましては、そういう不燃物、もしくは粗大ごみで出していただくというような状況の中で、町の方で処理をさしていただいております。ただ、協会に加入しているメーカーの物につきましては、所有者の方にメーカー側で処理をしてリサイクルに回していただくようにということをお願いもさしていただいているということでございます。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） では、最後の質問ですけれども、今回広報の10月号、11月号、12月号には、パソコンリサイクル法のことは載っておらなかった。家電リサイクル法に関しては、広報今回12月号に載っていたと思うんですけども、今後この家電リサイクル法とパソコンリサイクル法の違いも含めて、町民に対してどのように周知を図っていくのでしょうか。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 家電リサイクル法とパソコンのリサイクル法は、当然根本的に考え方、処理の仕方が変わっております。パソコンリサイクル法については、メーカー側にだけそういうリサイクルの処理をしていくという責務を課せられているだけありますので、そういう違い等につきましても、住民の方への周知という形でPRをさせていただき、広報紙などに掲載してPRをさせていただきたいと、このようには思っております。そういう形で、協会に加入されているメーカー物につきましては、メーカーの方で処理をし、リサイクルに回していただくように、住民の方々への周知という形ではさせていただきます。以前にはそういう形で、10月1日からパソコンのリサイクル法が適用されますということで、施行されますということで、広報は載せさせてはいただいていたと私は記憶しておるんですけど、1回だけでありましたので、今後もそういう形で、家電リサイクル法とパソコンリサイクル法の違い等も載せながら、掲載しながら、住民の方々への周知を図っていきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 13番、木澤議員。

○13番（木澤正男君） 私がちょっと見落としていたのかもしれませんが、パソコンリサイクル法のことの周知に関しましても、また今後広報に掲載していただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森河昌之君） 以上で、13番、木澤議員の一般質問は終わりました。

午後2時50分まで休憩いたします。

（午後2時30分 休憩）

---

（午後2時50分 再開）

○議長（森河昌之君） 再開いたします。

続いて、14番、里川議員の一般質問をお受けいたします。14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それでは、通告書に基づきまして私の一般質問をさせていただきます。来年度の予算編成の各課の予算要望のヒアリングが始まり、いよいよ詰めていかれる重要な時期となる12月議会ですから、来年度の予算に関わってくる問題に中心を置いて私の一般質問をさせていただきたいと思います。

まず、1点目ですが、療育教室の今後についてということで挙げさせていただきました。斑鳩町療育教室訓練事業実施要綱を見ますと、素晴らしい目的を掲げ事業実施していただいておりますが、事業の委託先である社会福祉協議会の第2次強化・発展計画では、平成17年にはこの療育教室事業から撤退というふうになっておりました。この事業につきましては、今後町としてはどのようにお考えになっているのかをお聞きしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 療育教室の今後の事業展開ということでのご質問でございます。

まず、この療育教室の開催の目的からお答えをさせていただきたいと思います。質問者もご承知をいただいておりますように、療育教室と申しますのは、心身の発達等について心配のある幼児に対しまして、遊びを通して身体の発育、知的活動、情緒の安定、社会生活などの調和発達を促し、豊かに伸びゆく可能性を引き出すことを目的といたしまして、毎月曜日に開室をさせていただいております。この月曜日が祝祭日とか振替休日の時には、翌日に開室ということとなっております。

療育教室の入室児童の利用状況でございますけれども、平成14年度では9名の方で、延べ189名の出席人数となっております。15年度の11月末現在では、18名の入室の児童数で、延べ326名の子ども達の利用という状況になっております。

現在、その療育教室では、保育士の資格を有します2名の者が指導員として子ども達の養育指導に当たってもらっております。また、指導員の他に、月1回ではございますが、保健センターの保健師、そして中和福祉事務所の家庭相談員によりまして、子ども達の発育などの相談も行って、保護者の支援も行っているところでございます。それと併せまして、質問者もご承知をいただいておりますように、民児協の委員さんとか個人ボランティアの方々なども協力員として携わってもらって活動をしていただいております。

ご指摘をいただいております社会福祉協議会が策定をいたしております第2次発展・強化計画におきましては、療育教室の委託事業については、平成17年度には撤退するということが盛り込まれているところではございますけれども、冒頭にもお答えをさせていただいておりますように、この事業の目的と申しますのは、子ども達の健やかな成長を育む事業であり、質問者も申されておりますように、町といたしましても重要な事業であると、このように認識をいたしているところでございます。このことから、引き続き町といたしましては、当該事業は実施をしていかなければならない、このように考えているところでございます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 社会福祉協議会の方の計画でそのようになっていることから、私は非常に心配をしました。今、部長のご答弁の中にあるように、非常に重要な事業であるというふうに私も考えているところです。来年の早い時期にきちんと方針を固めていただきまして、さらに社協との連携を図るのであれば図るということで、きちんとした体制を来年度中にきっちりしていただきたいというふうに思います。

そしてまた、この事業につきましては、この要綱を見させていただきますと、就園前のお子さんについてこの事業をやっていると。そして、この事業の中では、就園についても話し合いをし、指導援助を目的とするというふうに書かれているわけなんです。

それで、もう1つ、斑鳩町には心身障害児童生徒就学指導委員会というのがございまして、その規則がここにあるんですが、ここの所掌事務の中には、管内の幼稚園、小学校、中学校並びに云々と、色々な学校へ就学しようとする者の心身の障害の種類や程度の判定、就学指導、そういったものについて協議をする場所であるというふうにこの規則の中に



も書かれているわけなんです。

私自身は、非常に幼児教育の重要性というものを、今回重きを置きまして質問をさせていただいているわけなんですけれども、この療育教室の事業、ただ子どもさんの発達を促すだけではなく、さらに就園についても相談に乗っていくんだというふうなこと、そして斑鳩町には別にそういった指導委員会などもお持ちになっている中で、管内のそういった対象となる子どもさん、今部長のご答弁にありました15年度では18人の入室があったと、14年度には9人の入室があったと。これまで毎年何人かずつご利用になっている方があると思うんですけれども、それらの方々の就園の状況、そういったものについては、把握はされているのかどうかということをお尋ねしておきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 中井住民生活部長。

○住民生活部長（中井克巳君） 療育教室をご利用いただいた後においての、保育所、幼稚園等に関します進路と申し上げていいんですか、そういう状態でこのご利用の方の中で保育所もしくは幼稚園等への状況等というのは、今現在私の方で持っております資料という形では把握出来ておらないということでご了承いただきたいと思います。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） これは、後の質問にも関わってくる問題でもありますので、あえてお聞きさせていただいたわけなんですけれども、各種の特殊学校ですね、そういったところに幼稚部が設置されている状況というのは、非常に未整備なわけなんです。ですから、そういった中でこういった子どもさん達が学校へ行くまでの間に、またそういった色々な各種の学校に行かれるまでにどのような対応がとれるのかということも含めまして、私自身は非常に心配をしているということを付け加えさせていただきたいと思います。

それで、現在の社会情勢から見ましても、また心配のある子どもさん、支援を必要とする子どもさんやその保護者にとって非常にこの事業は重要な事業であると。何度も申し上げて申しわけないんですが、私はそのように考えております。乳幼時期の生育歴が持つ人格形成への影響の大きさというものは、私自身も子育てをしてまいりまして、本当に計り知れないものがあるというふうに考えています。確実な事業の継続が絶対必要不可欠であると考えておりますので、今後はそういった上への、今部長おっしゃられた進路というお言葉もお使いになられました。やはり就園ですね、そういったことにもご留意をいただきまして、この事業実施をまたやっていただけていますよう、来年度に向けましてはきちんとしたご協議をしていただけていますようお願いをしておきたいというふうに思います。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。2点目は、町立幼稚園についてというふうに書かせていただいております。

実は、今年の3月議会の予算審査特別委員会で、途中入園出来なかった人のことをお尋ねした経過がありますが、その時には、私はそのご本人から聞いたのではなく、ご本人のご友人からそういったことを少し聞いてただけだったので、その時点では簡単にお聞きしたという経過があったんですが、その後、そのご本人と何度もお話をさせていただきました、改めて町立幼稚園に関する情報収集と調査をした結果、今回この質問をさせていただくことといたしました。

まず、1点目です。転入者の対応についてということです。これは、先ほども申し上げました、以前にも申し上げたと思うんですが、当時4歳児を持つ斑鳩幼稚園の校区へ転入予定の保護者が、事前に4月初めと6月終わりに2回電話で問い合わせをされたんですが、どういった話の行き違いがあったのか、幼稚園の人数が一杯であるというふうに言われたとおっしゃっておられます。それで、転入前に建設中の自宅に一番近い私立幼稚園に問い合わせをし、入園可能である確認をされて斑鳩町に転入をされて来た。そして、現在はその私立幼稚園に通われて、年長さんとなられ、下の子どもさんも年少組に入っておられるという状況なんです。私はこの話をお聞きした時に、斑鳩町の町立幼稚園に途中入園が出来ないという現実が生じてしまった。けれども、その中身はどうだったのかというふうに調べてみますと、昨年4月から現在まで、その子どもさんが該当するクラスは2クラスありまして、人数は一度も一杯にはなっていないということがわかったんです。

ですから、この現実を踏まえまして、なぜこんなことが起こってしまったのか、転入者への対応は通常どのような流れでなされているのかということに疑問を感じたわけなんです。それで、私は、言ったとか言わないとか原因を究明しようという考えはございません。ただ、こういうことが聞こえてくるということが非常に残念に思っているんです。それで、再確認をさせていただきたいんですけども、転入者に対しまして、事務の流れというんですか、通常どのような流れで行っておられるのか確認をさせていただきたいと思いません。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、おっしゃっていただきましたこと、大変申しわけなく思っています。町といたしましても、日頃からやっぱりそうした対応について十分注意し、質問者に、あるいは問い合わせされた方に対しまして十分説明するようというところで申し

ているところでございますが、今おっしゃったような状況があったということについては、今後町といたしましてもやはり十分そうしたことのないように注意をしていきたいというふうに思っています。

入園の手続きでございますが、当然住民票が町内にあるということが第一でございますので、転入の場合は、やはり転入手続きをまずしていただくと。そうした中で、当該年の対象児童がいる場合、教育委員会の方へ来ていただくということになって、そこで入園の手続き、あるいは申し込みをしていただくということになります。ただ、その時に、今申し上げました一杯であるのか、まだ入園可能なのか、そこら辺についてもお話をさせていただくということになるかと思えます。まず、住民登録をしていただいてから教育委員会の方に手続きをしていただくという手順になるというふうに思えます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今の教育長の説明はわかったんですけども、この方も、転入が決まって、自分の家が建設中だったので、何月には完成していつごろ行くというふうな予定から、教育委員会の方へお電話をされてたと思うんです。転入してくる人にとっては、斑鳩町がどんなまちかわからないという不安もあります。特に子どもさんをお持ちの方、子どもさんについて、転入してからどうするのか、どこへ落ち着くのかですね、幼稚園なら幼稚園、学校なら学校となると思うんですけども、転入をしてから困らないように事前に情報が欲しいというのが、当たり前親の気持ちではないかなというふうに私は思っております。事前に電話をされてくる方なんかもあると思うんですけども、その時には、正確な情報を提供していただいて、若い世代で子どもさん連れて転入してきていただける、こんな方達、私は少子高齢化が進む中で、本当に斑鳩町にとっても歓迎すべきだというふうに思っていますので、事情のわからない方に丁寧な対応を心がけていただきたい。

教育委員会というところは、すべての教育における事務、事業が関わってくるわけなんですけれども、やはり教育は人なり、また人があつての教育であるというふうに私は考えております。人との関わりの重要性を今後も再確認をしていただきたいということ、そしてまた、より徹底をしていただけることを願っているというふうに申し上げまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

2点目ですが、学級編制についてというふうにここに挙げさせていただきました。この2点目の問題につきましては、1点目の転入者の問題が、ひょっとしたら今後もこういっ

たことに関わってくるのではないかという心配があつて調査をいたしましたので、質問をさせていただきたいと思います。

斑鳩町立幼稚園規則で、定員が示されていると思います。この定員の示し方につきましては、各幼稚園4～5歳児で140名という定員の書き方になっているわけなんです。これは、平たく言えば、幼稚園の方の1学級では35名という定員となっております、施設の関係上、斑鳩幼稚園では6クラス、東・西幼稚園ではそれぞれ5クラスが限度であるというふうに、この定員の数字から見まして私自身は考えるわけなんですけれども、15年度の斑鳩東幼稚園の年中組さんですが、35人で1学級、ぎりぎりの人数がいらっしやうったわけなんです。

そして、その東幼稚園の校区に入つてこられました方、9月からの東幼稚園への転入希望があつたと思うんですが、その時に、斑鳩幼稚園の方へ転入されたというふうに聞いています。そして、その後、12月になるまでに東幼稚園の方で2名転出されたということがあつて、この12月1日からそのお子さんが東幼稚園の方へ再編入をされたというふうに私調査した時に実態をつかんでおるわけなんですけれども、このことにつきまして、1学級35人ぎりぎり東幼稚園があつた。1人来たら36人になるということの中でこういった処置をとられたのかというふうに思ったんですけれども、この問題については、教育委員会がトップダウンで決めているのであれば、私は問題があるのではないかというふうに懸念するわけなんですけれども、この現状も鑑みましてお尋ねしたいのは、4月からのスタート時、この時の人数と学級編制、それと途中からの転入者の増の場合の対応、幼稚園規則の定員数と併せて教育委員会の考え方を一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 先ほどから幼稚園の入園について色々ご質問いただいておりますが、町といたしましても、やはりおっしゃっていただいていることに適切にお応えして対応させていただいているつもりでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

今、おっしゃっていただいておりますように、4月のスタートでございますが、これは園児の募集をいたしまして、そして今おっしゃったように、斑鳩幼稚園では年少で40名、これは教室数の関係からこういうふうになるわけですが、2クラスいけると。そして、年中、年長それぞれ2クラスずつ募集した、応募されたということでの人数でございます。

今、おっしゃっているように、東幼稚園では35、35、これは1学級ずつしかございません。そして3歳児を実施するということですので、こういう人数になるわけですが、35人で定員一杯でございますので、これで、教室の数からも考えましてこういう限定させていただいております。

今、他の校区へ移るといふことですが、これは他の校区で、園区で、余裕がある場合、もしその保護者がどうしても町立幼稚園を希望される場合、校区外のところで入園はしていただいても結構でございます。ただ、保護者の方でそういう送り迎えとか、色々な問題がありますが、そういうことさえ保護者の方でやっていただければ、町立幼稚園の方であいたところがあれば入園をしていただくということは実施いたしております。そうでないと、ある幼稚園に希望されても、定員で一杯の場合お断りしなきゃならない。ところが、隣の幼稚園ではあいているということになりますと、やはりせっかく希望されていることについて住民の皆さん方にご迷惑をかけるという点もあるかと思っておりますので、そういう点では柔軟に対応をさせていただくこととさせていただきます。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 今、教育長の答弁をお聞きしておりますと、定員で一杯だといふふうにおっしゃられているんですけども、この幼稚園規則にある定数で言いましたら、最初に私申し上げたと思うんですね。人数、そして教室の関係もあってこういった定数の置き方をされているのではないかといふふうに私は考えているわけなんですけれども、東幼稚園の場合、年少1、年中1、年長1という3クラスで今東幼稚園の方運営されていると思うんですけどもね、教室は4つ、それと遊戯室、遊戯室というのは、教室と兼用をすることが出来るはずなんですね。幼稚園の設置基準からいきましたらね、遊戯室は教室と兼用が出来るはずで。

ですから、教室の余裕はあるはずなんですけれども、定員が一杯というお話をされるわけなんです。それで、私は、来年度のことも含めて心配だから余計にこのことを申し上げるんですけども、来年度、斑鳩幼稚園、そして東幼稚園、西幼稚園、全部年長さん1クラスになってしまいますね、人数の調査をさせていただきました。斑鳩幼稚園、今お1人東へ抜けられましたので34名、そして東幼稚園、2人出られて1人戻ってこられましたので34名ということになるかとは思っています。けれども、この35で定員が一杯という考え方であれば、もうあとこの幼稚園の園区へ転入されてきた場合お1人しか入れないというのが、教育委員会がおっしゃる定員が一杯という考え方といふふうになるわけな

んですけども、それはその考え方でよろしいんですか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、おっしゃっていただいておりますことについては、4月出発段階で定員はもう決まっておれば、それは満タンの場合は途中から入園ということはお断りしなきゃならない。というのは、先生の数がそこで定まっておりますので、それは限定させていただいております。

ただ、今、11月に募集をいたしました結果、希望されておるのは、今おっしゃったような人数でございますので、これが変わらない限り35名で1クラス、あるいは斑鳩幼稚園で年中では39でございますので、これは2クラスになってくるだろう。2クラスになりますと、70までいけますから、これから希望があっても受け入れられるという状況でございます。

そうしたことで、受けられるところは十分受けていきたいというふうに思っておりますし、4月段階では人数が決まっておりますので、それ以降について途中入園される場合に定員一杯ということでお断りすることはあるというふうに思います。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） それが教育委員会の方針であるということは承りましたけれども、今たまたま東幼稚園へ再編入された子どもさんですね、空きが出来て12月1日で幼稚園へ戻っていただけたわけなんですけれども、これ、転出などの異動がなければ、別の校区ですね、斑鳩町の場合わざわざ小学校の横に幼稚園つくっていただいておりますので、校区が違うということは非常に違和感があるんじゃないかと思うんですけども、そういった異動がない場合でしたら、幼稚園卒業するまで、最後まで別の校区の幼稚園へ行って、そして小学校へ入学する時には本来の校区へ入学するというのもじゃ考えられるというふうに理解をすればよろしいですか。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 保護者のご希望があれば、そのように対応させていただきます。

。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 教育委員会の方針がそうであるというふうに教育長の方からご答弁はいただいておりますけれども、私は公立の幼稚園としてどうあるべきなのかということについて、今回この質問をさせていただき、学級編制の問題についても、よく、私

も含めて今後の幼児教育について、非常に、1番目から申し上げますように、幼児教育重要な教育であるというふうに私は考えております。

幼稚園教育要領が、小中学校に先駆けまして平成12年に改定をされました。そして、小中学校の教育指導要領は、14年に改定をされております。これは、どういう意向があったのか。私は、幼児教育の重要性というものを、やはり国のお役人の皆さんもよく理解をされたから、色々な問題の低年齢化などを含めまして、家庭の問題、生育歴の問題、そして色々な子どもさんの発達の状況に応じた対応をしていかなければならない。こういった色々な幼児教育の重要性に鑑み、小中学校に先駆けしてこの幼稚園教育要領が改定されたものであるというふうに私自身は理解をしております。

今後は、さらにこういった問題につきましても、私はずっと注目をしながら、斑鳩町の行政に関わりながらチェックをしていきたいというふうに考えます。この点につきましてはこれで置いておきます。

3点目の障害児の受け入れについてを質問させていただきたいと思います。

この問題につきましては、今申し上げました公立の幼稚園の使命というのは何なんだろうかというふうなことを私自身は考えているわけなんですけど、先ほどの質問の中にも申し上げましたが、各種の特殊学校であるとか養護学校などの幼稚部の設置については、まだまだ未整備であるという状況です。以前は、そういった学校と併設でなければ幼稚部や高等部は設置出来なかったんですけども、法改正の後、単独でも幼稚部の設置は出来るようになりましたので、今幼稚部だけ、高等部だけの設置のところも出てきてるわけなんですけれども、それでも、数が増えたといってもまだわずかであるというふうに考えております。

そんな中で、この障害児の受け入れについては非常に重要な問題であるということを私自身も感じているんですけども、この問題についての基本的な考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 幼稚園での障害児の受け入れという法的根拠はございません。

必ずということにはなっておりません。ただ、社会情勢として、やはり地域の幼稚園で、あるいは地域の学校で子ども達が地域の子供達と一緒に友達の関係を作っていくということもありますし、また地域の幼稚園で過ごしたいという要望がございます。

そうした中で、現在斑鳩町といたしましても、学級編制の中で、配置いたしております

職員の数の範囲内で、それぞれの幼稚園で出来ることにつきましては既に実施しているところでございます。出来ないことにつきましても、保護者の皆さん方と十分相談する中で、ご理解や、あるいは保護者のご協力をいただくことが出来るならば、保護者とともに通園するというような交流保育といえますか、そういうものも過去に実施した経過がございます。

そうしたことから、障害を持つ園児達のために、補助職員を配置するということにつきましては、現在のところ考えていないところでございますが、4歳、5歳と年齢が上がるにつれて、入園時には明らかでなかった発達遅滞、あるいは障害の程度が明らかになってくることもございます。そうした障害を持つ園児に対します教育、また他の園児に対します教育の充実を考える中で、そのクラスの人数等を考慮に入れながら、ケース・バイ・ケースによって今後何らかの措置を考えていく必要があるだろうというふうに思っています。

その措置の選択肢の一つとして、補助職員の採用も考えられるということでございます。現在また、3歳児で非常に多動性があるというようなことで、心配をされていた子ども達も、1年過ぎまして、現在4歳になっているわけでございますが、そうした中で日々の指導によりまして、落ち着いて幼稚園の活動に参加している状況が現れてきたということもございます。3歳児の時と、やはり4歳児になって、あるいは5歳児になるにつれて子ども達も成長してきているということもございます。なかなか、障害どうのこうのというのは、非常に幼稚園の3歳児ではなかなか難しいという、そういう判断するのは難しいというふうに思っております。したがって、今も申し上げましたような方法で今後も取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） まず、教育長のご答弁の最初に、障害児さんを受け入れる幼稚園としては法的根拠がないということをおっしゃられたわけなんですけれども、ただ私この幼稚園の教育要領を見させていただきました。非常に幼稚園に求められているもの、幼児教育について大変なものが求められているんだなということ、これを読まさせていただきました感じたわけなんです、この幼稚園教育要領の第3章には、指導計画作成上の留意事項として、1点目は一般的な留意事項で8項目挙げられてます。2つ目には、特に留意する事項として6項目挙げられてます。この中の2番目に、障害のある幼児の指導に当たってはということが、この幼稚園教育要領の中にも書かれております。集団の中で生



活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮することというふうにこの幼稚園の教育要領には書かれているわけなんですね。

私も、この問題につきまして、なぜ今回質問をさせていただいたかといいますと、現在の東幼稚園の年中組さん、先ほども出てましたが、1クラスで35人、きちきちやったわけですけども、今は、12月1日現在では34人になっておられるかとは思いますが、けれどもね、私は幼稚園も小学校も中学校もすべて入園、入学、卒園、卒業、すべて毎年参加させていただく心がけているわけなんですけど、今年の入園式の時ですね、見させていただいてましたら、この年齢の子どもさんが、同じ子どもさんが何度も遊戯室から出ていかれるという状況がありました。私は、そのことがすごくちょっと気になってたんです。そしてまた、今年の運動会の際に、見させていただいてましたら、色々お遊戯とか色々なことをする中で、担任の先生が、子ども達がみんな一生懸命やってる、ちゃんとやってるかな、本当に心配して見てはるわけなんですね。そうやってみんなのことも気になりながらも、もう別のことをしてしまっている子、また別の方向へ行ってしまう子、そんな子がいたわけなんです。先生が走り回っておられたというのがとても印象深くて、頭から離れなかったんです。

そのことから、私も近隣の幼稚園の状況なども調べさせていただきました。市では生駒市、大和郡山市、調べさせていただきました。生駒市さんの場合は、こういった支援を必要とする子どもさんですね、こういった子どもさんにかかわらず、9園ある幼稚園にすべてフリーの常勤講師を1名加配をしている。郡山市さんは、11園あるわけなんですけれども、こういった支援を必要とする子どもさんのために、手助けをするために、3名障害児加配、それと養護教諭を2名、これは加配をしているという状況がありました。市ではそうなんですが、こんど町の方へ行きますと、平群、三郷、王寺、河合、上牧、全部幼稚園のあるところは調べました。非常に私調べさせていただいて心が傷んだのは、すべての幼稚園、すべての市、町でそういった加配が行われているという状況を調査の結果知ったわけなんですね。斑鳩町でも、そういった、学級の人数に応じて、そしてまた支援が必要とする子どもさんの状況などを見る中で、特別加配であるとか、フリーであるとかいうふうな加配の仕方をしてはるところもありますし、障害児加配というふうにきちっとされているところもありますし、色々な加配の状況が見られるわけなんですけれども、特に王寺町なんかでしたら、3園ありまして、特別加配というのを2園で1名ずつされてる。障害児加配については、2園で1名、そして3名というふうな形で加配を3つの幼稚園で6名されて

いるというような現状があったわけなんですね。

ですから、それはその幼稚園の色々な状況があると思います。ですけれども、斑鳩町でも、やはり子どもさんたちの健やかな成長を願うのであれば、そしてまた幼児教育の重要性というものを考えるのであれば、その支援を必要とする子どもさんは子どもさんなりの支援をしてあげ、発達を促してあげる。そして、健常である子どもさんには子どもさんなりの発達を促せるような幼稚園の環境が必要ではないかというふうに、私は今回強く感じました。

そして、今、年中さんですけれども、問題にしましたのは、そういった支援を必要とするのではないかとと思われる子どもさんのいらっしゃる東幼稚園のことを申し上げましたけれども、子どもさんたち、今年年長さんになられるわけなんですね。この幼稚園の調査を色々させていただく中で、各市や町の園長先生なんかともお会いをしてお話させていただきました。5歳児というのは、園としても、小学校へ行く準備のために本当に神経を使う。そして、卒業記念の製作、こういったものにも力を入れて、やはり5歳児なりの発達、成長というものをさらに促していく重要な役割を持っているというご認識を持たれた園長先生が非常に多かったと思います。

ですから、斑鳩町につきましても、この加配の雇用形態については本当に様々です。きっちりと臨時とはいえ常勤講師という形で採用されている場合もありますし、子どものいてる時間だけ時間給で採用しているという場合もありますし、その時間給も、町レベルでもばらばらです。時間給も、850円のところも900円のところも、1030円とおっしゃるところもございました。ですから、考え方は色々あると思うんですけれども、でも自分のまちの子どもさんの支援を何とかやっといこう、幼児教育の重要性について、やっぱりみんなで何とかしていこうという思いが表れているのではないかなというふうに私自身は強く感じました。ですから、ぜひともこのことについては考慮をしていただきたい、お考えいただきたいというふうに思っているわけなんです。

それで、障害のレベルという問題もあるとは思いますが。王寺町さんみたいに、税金を払われて、住民票が王寺町にあれば、行きたいと言えどなたでもお引き受けしてますという、はっきりと方針出して、1人に1人の障害児加配をつけてはるような状況も見られたわけなんですから、それはその町の状況、見ていけばいいと思います。斑鳩町は斑鳩町としてどうなのかというふうに考えていけばいいと思いますけれども、教育長もご存じだと思いますけれども、心身の障害の程度というのは、学校教育法の中にも、色々特

特殊教育、小学校の教育の対象者ということの中で、程度がすごく細かくきちっと定義されていると思うんですね。この中にでも、単に目が不自由だというだけではなく、弱視者であったり、難聴者であったりとか、色々な分類がされているわけなんですけれども、やはり程度の軽い方については、学校の中でも通常の学級で留意をして指導をしていくのがベストである、そういうふうに指導してくださいというふうに書かれているわけなんです。

幼児教育につきましても、先ほど教育長おっしゃられたように、本当に幼児の間、発達の状況というのは物すごいばらつきがあります。ここ何年かの間に余計にそういう状況が続いてきていると思うんですけれどもね、やはり公立の幼稚園ですので、そういった子どもさんたち、入園された時にはよくわからなかったけれども、通園してこられて、毎日過ごしておられて、あっ、ちょっと大変な状況があるとか、私自身も前にもちょっと質問したことがあるLDですね、学習障害、そして明日の質問者の中にもあったと思います、ADHD、こういった問題につきまして、まだまだ取り組みが遅れているということの中で、私自身も幼児の時からこういう問題について見て行ってあげたいな、何とかしてあげたいな、少しでもという思いが強いものですから、このことについて今回取り上げさせていただき、何とか教育委員会の方でもお考えをいただきたいなというふうに感じているところです。

私、調べました各市や町のことまで申し上げましたけれども、近隣でそんなふうにごやっていたことが参考になると思いますので、是非参考にさせていただきまして、教育委員会の方でも研究をしていただき、やはりみんな、私たちも一緒に斑鳩町の子どもさん達を大切に育てていくというふうにお考えをいただきたいということをお願いしておきたいというふうに思います。

以上、2点目の方は終わらせていただきます。

3点目ですけれども、私立幼稚園就園奨励費についてということで挙げさせていただいております。

この問題につきましては、途中入園者に対する扱いについてということで挙げさせていただいたわけなんですけれども、これは実は2番目の質問の1にあった町立幼稚園に入れなかった人の話から出たもので、私自身もその後ちょっとこれを調べさせていただいたわけなんですけれども、この方7月末に転入されてまいりました。夏休みということもありまして、入れると言われていた私立幼稚園に8月に入ってから連絡をとられたんですけれども、その幼稚園の担当がいなかったため、8月24日に入園手続をされたわけなんです。

す。その日に就園奨励費のことをこの方お聞きになられたんですけれども、その幼稚園では、もう既に受け付けを終わっているということで、必要事項は園の方で記入をしますので、直接斑鳩町の方へ問い合わせしてみてくださいと園から言われ、そしてとりあえず教育委員会の方へ電話で問い合わせをされたというところなんです、これもまたその辺の状況がよくわからないんですけれども、結局この方、その私立幼稚園の就園奨励費はいただけなかったわけなんです。

私、この私立幼稚園の就園奨励費につきましては、これはまたこれでこちらの方に要綱がありまして、要綱に書かれているのをちょっと見させていただいているんですけれども、この点につきましては、補助金交付申請書は、8月25日までに斑鳩町教育委員会に提出するものとする、この要綱に書かれてたんですね。私、万の悪いことに、この方8月24日の入園手続で、手続をされた日にちが、本来なら間に合っている日にちなんじゃないかなと。けれども、そういったぎりぎりの中でどうしたらいいのかわからないという中、何か手違いがあつてうまくこの書類についても提出をすることが出来なかったというふうな結果に陥ってしまったというふうに思うんです。

この問題につきましても、調査をさせていただきました。例えば今年は各私立幼稚園からの提出期限は7月18日とされていたと思うんです。けれども、割と2学期から転入という方もあると思うんですね。この要綱を見させていただきましたら、別表注2には、途中入園の場合の適用算式というものが示されているんです。ですから、私立幼稚園が7月18日で提出期限とされましたけれども、要綱には8月25日とある。そしてまた、途中入園者にもこれは申請することが出来る、受けることが出来るということの中で、私の中でもちょっとよく理解が出来ないので、このことについて整理をさせていただきたいというふうに思うんですけれども、私2学期から転入とかされる方も結構あるから8月25日としていただけてんのかなというふうな、私の中ではそんな解釈も読んだ時にしてたんですけれどもね、この辺の手続上のことで、幼稚園との関係とかもあると思うんですけれども、確認をさせていただいたらありがたいと思います。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今のご質問にお答えする前に、先ほど申し上げましたことでちょっと誤解を招いたらいけませんので申し上げておきますが、幼稚園で障害児というのはなかなかはっきりわからないというのがございます。重度の場合については、先ほど言いましたように、交流でお母さんなり保護者の方と一緒に来ていただいたらやっていただくと

いうことでやっています。いずれにいたしましても、幼稚園教育については、どの子どもや  
っぱり適切にご指導出来るようにということで取り組んでおりますので、ひとつご理解を  
賜りたいというふうに思っています。

今の私立幼稚園の就園奨励費についての申請の手続の件でございますが、このことにつ  
きましては、各私立幼稚園に対しまして、毎年7月20日、町の申し込みは8月25日と  
なっておりますが、事務処理上の期限ということでございますので、7月20日までに  
提出をお願いしているところでございます。

なぜそういうことになるかといいますと、例えば提出日を過ぎますと、各幼稚園では、  
夏休みに入ることがございます。そうしたことから、保護者が関係する書類等につ  
きましては、夏休みに入る前に処理をする方が、記入漏れ等があった場合でも、幼稚園と  
して対応しやすいということがございまして、そうした20日ということになっていると  
ころでございます。

そして、町がその事業補助金に係ります計算書を文部科学省に提出する期限が、8月当  
初ということになっておりまして、それまでに出来るだけ実態に即した事業経費を把握す  
るということが必要でございます。そうしたことから、今おっしゃったようなことになっ  
ているというふうに思っています。いずれにいたしましても、事務処理上から、要綱の期  
限につきましても、現状に即しました内容に今後十分検討する、要綱の改正も含めまし  
て、そうした検討もしていかなければならないなというふうに思っているところでござい  
ます。

ただ、7月20日の期限が過ぎましても、幼稚園から申請が要綱上の8月25日まで提  
出されましたら、受け付けをしているところでございます。ただ、この事業につきまし  
ては、幼稚園が事業主体でございますので、幼稚園の方で、途中でも受けると、対応、承認  
するというのであれば、町の方へ申請いただけるということになるわけでございます。  
十分幼稚園とご相談いただいて、その方も受け付けしてもらえるかどうかということにな  
ってくるかというふうに思います。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 8月25日が、現在の要綱では8月25日になっておりまし  
て、その方は入園手続8月24日にされた。そのいきさつを申し上げましたけれども、幼  
稚園の方も、幼稚園の方から教育委員会へ連絡をしなかったということも一つはあると思  
うんですけどもね、でも、例えばその方おっしゃられるように、幼稚園で必要事項を幼

稚園の証明つけて、もらって、それをそのまますぐ教育委員会へ持ってきてたら、その手続は完了してたのではないかと、この要綱上ですね、私は完了してたのではないかとこのように思うんですけども、もし幼稚園からの直接でなければいけないということであれば、そういったことも幼稚園に対してやっぱり徹底をしていただかないといけないかなと。

途中から来られた方にしたら、そういったこともよくわからないまま、こちらは、行政の事務をやっている方は、もうそんなんわかってるやろうというふうな考え方があるのかもわかりませんが、一般の住民にはわからないことだらけなんですね。行政で行う申し込み、申請、わからないことがたくさんあります。やっぱり、そのことについては、せっかく受けれる方に受けてもらえない、制度がないのなら仕方がないですけども、そういった制度があって、ご本人が受けたい、そして聞いてはるという状態の中で受けられないということは、非常に残念であるなと思いますので、やっぱり園の方との連携の中で、教育委員会としてもきちっとそういった園の対応についても求めていただきたいと思えますし、この要綱についても、幼稚園の方へきちっとお配りいただいて、日にちについては、実態に即してなかったのもまた検討する必要があると教育長もおっしゃっているんですけども、これについてまたご検討をさせていただいて、園の方にもきちっとこういった要綱もきっちり渡してやっていただきたいということをお願いをしておきたいと思えます。

それでは、4点目の方に移らせていただきます。4点目につきましては、同じような趣旨の質問が午前中にも行われたと思うんですけども、私は小中学校の弾力的な学級編制についてということで挙げさせていただいているんですが、既に弾力的な学級編制を実現している自治体というのはかなり出てきているんですが、特に状況に応じて学年を限定して実施しているというところが、結構多く見られるんですね。最も多く採用されている学年というのが、小学校1～2年生というふうになってます。小学校1年生というのは、まだ幼児性が抜けなくて、色んな幼稚園や保育所から上がってこられ、環境も大きく変わって、当初は非常に落ち着かない、そして授業時間じっと座るということだけでもなかなか出来ない。そこへもってきて、学習ということも入ってくる。指導する側もとても大変だというふうに私は考えているところなんです。

そしてまた、中学3年生については、以前にも中学3年生の保護者の皆さんから署名をつけて陳情もあったように、進学という問題なども抱えて、非常に重要な学年となること。そしてまたさらには、私も以前からずっとお願いをしてきた不登校の子どもさんの進路指導など、きめ細かく保護者や本人に対応してほしいという、そういった願いもあること

から、この2つの学年だけでも、小学校1年生と中学3年生、こういった入り口と出口のこういった学年だけでも、せめて弾力的な学級編制として35人以下の学級をつくることは出来ないだろうか、こういうことを今回お尋ねをしたかったんです。

来年度の数字、ここに書いてるんですけども、時間がありませんので、私既に調査をさせていただいている数字があります。この中で見ますと、中学3年生については、数字的には余り心配がなかったんですけども、小学校1年生については、斑鳩小学校、斑鳩東小学校につきまして、障害児学級との関係がある中で、斑鳩小学校が156人、普通のクラスでいきますとですね、一般のクラスでいくと156。東小学校では80。東小学校なんか、40人の2クラスというような心配がある。ちょうどそういったクラスになるわけなんです。ですから、このことについてもご検討をしていただけないかというのが私の思いなんです、教育委員会のお考えをお示してください。

○議長（森河昌之君） 栗本教育長。

○教育長（栗本裕美君） 今、ご質問につきましては、今おっしゃっていただきました数字につきましては、9月10日現在の状況でございます。これから3月まであるわけでございますが、まだまだこれから転入、転出があるわけでございます。そうした中で十分状況も見守っていきたいというふうに考えております。

今、以前に、中学校の場合、3年生の時に急遽そういう対応をさせていただいたところがございますが、今のところまだ、あと4カ月ほどございますので、これからそうした転入、転出の多くなる時期でもありますので、十分そうしたところを状況を見ながら対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森河昌之君） 14番、里川議員。

○14番（里川宜志子君） 私もこの数字については非常に厳しい、9月10日現在の数字が非常に厳しいと心配をしております。子どもと教育につきましては、21世紀の私たち将来の社会の存続に関わる重要な問題である。子どもはまちの宝だ、こういうことは常日頃から私たちも申し上げてます。その立場から、住民の願いに応じて教育条件の整備とすることを大切に考えて実行していただきたいということをお願いをさせていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（森河昌之君） 以上で、14番、里川議員の一般質問は終わりました。

これをもって本日の一般質問は終了いたします。明日も引き続き午前9時から一般質問をお受けしますので、定刻にご参集をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。どうもありがとうございました。

(午後3時49分 散会)